

## 論 説

## 武官の人事評価に関する歴史的研究

— 陸海軍将官の進級と人事考課 —

田 村 安 興

## 目 次

## 序

1. 考科令と位階制
2. 幕藩期の位階と士族
3. 維新官吏の位階制
4. 叙勲制度による武官職制の完成
5. 武官の職制と考課
6. 人事大権のシステム
7. 大将人事と陸海軍の進級

## 結

## 序

今日通用している人事考課という日本語の語源は、明治以降の武官考課である。遡れば律令考科令にあり、さらにその由来は中国王朝の科挙に至る。日本の位階制も中国の王朝に由来するが、官吏の出自が昇進に影響した。日本の人事評価のあり方は、古代から日本社会に連綿として継承されてきたものであった。

日本の武官<sup>1</sup>の人事評価については、軍事史学会を中心に一定の研究の蓄積がある<sup>2</sup>。先行研究で明らかにされている事は以下の点である。日本の陸海軍は

---

高知論叢 (社会科学) 第106号 2013年3月

<sup>1</sup> 日本軍の階級は、将官、佐官、尉官、准士官、下士官に区分された。将官とは親任官または勅任官であり、主として大将、中将、少将を指し、将校とは尉官以上を指す。

<sup>2</sup> 山村健「旧軍の人事評価制度—勲章と武功認定—」『戦史研究年報第9号』平成18年(防衛省防衛研究所)所収。山口宗之氏は、陸軍将官2,476人中陸軍大学とこれに準ずるノンキャリア組のうち大将に昇進したものは1名のみであるが45名が少将以上に進級し

軍閥によって左右されたものではなく、正当な人事が行われてきた事、学歴は若い時期の進級に重要な意味をもったが、叙勲の有無、士官学校時の席順は以後の進級に大きな要素とはなり得ない事、人事考課が昇進の速度を左右する要因であった事等が明らかにされてきた<sup>3</sup>。石田京吾、濱田秀氏は考課の不分明さと、そこから有用な情報を導くことの困難性、階級毎の定員と予算枠の問題点を指摘した<sup>4</sup>。熊谷光久氏は日本軍の進級、抜擢の定量的研究を行い、ワシントン条約までは陸大修了か否かに拘らず尉官まで一直線に進級していること、将官への進級は陸軍士官学校の席次を基礎にし、毎年の考課によって席次が修正されたこと、陸大修了の有無と成績が抜擢の要素となったことを明らかにした<sup>5</sup>。

従来の研究では、武官人事評価の主要な要素とされてきた考課ではあるが<sup>6</sup>、その来歴と実態が十分に解明されてきたとは言い難い。日本軍の人事評価のあり方は、西洋の軍の人事評価を参考にしたものではなく、軍制と同様に、日本の社会風土に根ざしたものであり、武官人事評価がその後の日本社会に与えた影響は少なくなかったのではないだろうか。本稿の目的はこのような意味を有する武官の人事評価を歴史的に検討する事にある。

## 1. 考科令と位階制

官位とは、官職と、貴賤を表す序列である位階の総称である。律令で定まっ

---

ていること、金鷄勲章受賞が昇進の要素としてはさほどの重要性はなかった、「陸軍高級将官の人事考課は、一般にいわれるような硬直したものでなかった」と述べた山口宗之『陸軍と海軍—陸海軍将官史の研究』清文堂2000年、その他、熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』国書刊行会 2004年、三浦裕史『近代日本軍制概説』信山社2003年等の業績がある。

<sup>3</sup> 山口宗之前掲書

<sup>4</sup> 石田京吾・濱田秀「旧日本軍における人事評価制度—将校の考科・考課を中心に」『防衛研究所紀要第9巻第1号』（2006年9月）考課と進級の連携を反映し、考科表の不分明さ、そこから有用な情報を抽出することの困難さ、各階級毎に定員と予算の枠に依存する事、そして組織を縮小、廃止、拡大が進級をも規定することを示した。

<sup>5</sup> 熊谷光久前掲書237頁

<sup>6</sup> 明治以来考科と言われてきたが後に考課とされた。本稿では考課に統一するが、出典そのものが考科としている場合はそのままとした。

た位階は、時代によって形を変えて存続し、明治期において近代の日本の位階制は完成した。

中国歴代王朝で、科挙に合格し貢士に登用されると、等級が定められた。科挙は文武官ごとに行われた。武科挙、文科挙はそれぞれ地方で試験が行なわれ、文官の場合、最終的に合格した者を武進士と呼んだ。試験の内容は武闘試験と筆記試験が課された。科挙は考課と一体であり、考課の優秀なものが位階を上げて出世した。

日本の朝廷は中国の王朝の位階制、考課と宮廷祭祀を模倣したが、科挙をそのままの形では導入しなかった。科挙を範とするには、日本人にとって筆記試験は難解であった。科挙という語は科目による選抜を意味する。日本の考科令は、大陸由来の科挙を模した制度であったが、律令制から千年以上を経てその痕跡は今や見られない。

日本の文武官の考課制度は、天武天皇の時代に始まったとされる。飛鳥浄御原令では毎年の考課の結果によって叙位された。大宝令の考仕令では身分に基づいて考課の成果を叙位に反映させる方式であった。考課の対象になる官人は四つの集団に分けられた。考課の対象になるには、1年間のうちに一定の勤務日数を必要とした。四位・五位は太政官で審議の後に裁可を仰ぎ、三位以上は勅裁によって決められた。昇叙の場合には全て上奏と裁可を必要としていた。このやり方は明治以降においても継承され、天皇が最終決済を与える人事が粛々と執行されてきた。以下は律令考科令における考課の一例である。

養老律令、考科令では、考課の対象者は出勤した日数を総計して240日以上の常勤者であり、それ以下の者は考課の対象としなかった。考課の項目例は以下のようなものである。徳義が名高いか否か、清潔謹慎、公平、勤めに力を尽くし怠らぬか、庶務は滞りないか、人物の選考、才能の抜擢、武官の選考、兵制を尽くす、などである。最高の項目が4項あれば、上上とし、以下考課によって、上中、上下、中上、中中、下上、下中、下々とし、下下の考課者は解任した。いずれも奏聞、上奏によって裁可された。

官位相当表を表1に示した。養老令官制の官位相当表は正従八位上下まで32等級、大初位、少初位上下を含めると36官位に区分され、その骨子は明治太政

表1 日本の官位相当表

正一位	太政大臣		
従一位			
正二位	左大臣		
従二位	右大臣		
正三位	大納言		
従三位			
正四位上	卿		
正四位下	卿		
従四位上	左右大弁		
従四位下	伯	大夫	
正五位上	左右中弁	大輔	大夫
正五位下	左右少弁	大輔	大判事
従五位上	少輔		
従五位下	少納言	侍従	
正六位上	大弁史		
正六位下	大丞		
従六位上	大祐	少丞	
従六位下	少祐	少判事	大学博士
正七位上	大外記		
正七位下	少監物		
従七位上	少外記		
従七位下	医師		
正八位上	少録		
正八位下	大史		
従八位上	少史		
従八位下			
大初位上			
大初位下			
少初位上	令史	染師	
少初位下	令史		

養老令官制

官制においても踏襲された。朝廷の考課制度は、律令制以降古代権力の後退とともに実質的意味を失い、武家政権に継承された。

## 2. 幕藩期の位階と士族

幕藩体制以前の武家が取得した官位は、個々の武士が任官または自称した官位であったが、徳川幕府は武家官位を定員外とすることで、公家官位から武家を排除しようとした。官位は朝廷の専決事項であったが、武家の成長、朝廷の衰退によって、中世以降、武士が、自ら守などの官職を名乗っていた。朝廷からの任命を受けないまま官名を自称する場合が増加した。武家の官位を、員外官とすることで、朝廷の官位から分離しようとしたものが禁中並公家諸法度であった。禁中並公家諸法度では、「第七条 武家官位 一武家之官位者、可爲公家當官之外事」とある。幕府は、武家の官位を外官として、公家の官位を武家が奪うことの弊害をなくした。幕府は、諸藩が勝手に朝廷から官位を得ることを禁じて、朝廷の官位を保護すると同時に諸藩を規制した。幕府の意図は、武家社会と公卿の身分秩序を間接的に統御することにあった。一方で幕府も朝廷の官位を得る事によって將軍位を得た様に幕府の官制は朝廷の官位を前提としたものであった。各藩主や幕府要職の大名は、朝廷から個別に官位を得ることは出来なかった。藩政時代の官位制は朝廷の位階制に取って代わるものではなかった。

將軍後継者は、若くして従二位大納言にはじまり、將軍になると正二位内大臣、従一位右大臣、従一位左大臣と昇格する。大納言と中納言は御三家でなければ任官できないので、御三家以外の大名のトップは参議であった。老中、京都所司代などの要職を恙なく務めれば官位は昇格した。例えば、尾張徳川家などの御三家の例では、初任が従三位中将であり、家督相続前に参議、家督時に従三位中納言、極官は従二位大納言となった。藩主が官位を得ても四位に昇進するためには数十年を要した。親藩、譜代大名、外様大名によって初任と昇進が異なった。10万石以上の藩主でも、多くの場合、家督相続すると従五位下から出発するが、加賀、薩摩などの大藩の場合は初任従四位下侍従、従四位下少将、正四位上中将と昇進する。従って、従五位下無官から従四位下無官のままで終わり、侍従に昇進できない大名も多かった。

各藩においてもそれぞれ独自に官位が定められてきた。その様式は各藩で様々であるが、基本事項は共通しており、各藩の官位は明治以降に継承された。各藩は幕府官制を模した独自の官位相当表があった。藩政時代においては諸法度によって大枠が決められたが、藩の官位制は各藩任意の仕様で行われた。

諸藩においては、藩独自の官位が定められた。以下は土佐藩の官制の事例である。

幕藩体制下の土佐藩における官位と明治以降の高知藩、高知県の官位への移行表と嫡子官位表を表2、3に示した。幕末から数年間で旧藩と新政府の官位が併合された。旧土佐藩時代の官制との対比を示す『土族年譜』<sup>7</sup>によると、跡目相続し石高を賜った年月日、石高数、身分、婚姻、恩賞、藩主から下賜された物品と金子、江戸表への出仕、賞罰を受けた場合はその詳細、以上について年を追って隠居して跡目を長子か養子に譲るまで記入されている。それらの大部分は明治以降においても継承されてきた。

土佐藩は上士と下士の差別化が徹底して行われており、身分制度は切米、服制、居住区域等と連動していた。40年以上郷士であった家は、特別に藩から名字帯刀が認められ、郷士の株を売った者は地下人と呼ばれた。表2に示した官位の新旧対照表では、四等士族までが上士であり五等士族上下が郷士であった。旧土佐藩時代士族の嫡子・養育人は三等以下を境にして厳然たる差異があり、四等以下の嫡子は三等以上になることはない。逆に三等以上の嫡子・養育人は生まれながらにして三等以上である。足軽以下は旧職階では五等無刀とされ、新職階では等外とされた。官吏以下の労務職の系譜につながる官吏が等外官であり、その系譜は五等無刀の足軽につながる。旧土佐藩の下級藩士は、白札、郷士、徒士、徒士格、下席組外、古足軽、足軽、下足軽、庄屋というように細分化されており、新高知藩もそれを継承した。

幕末の藩政改革によって、藩組織は富国強兵策を意図した新たな組織、開成館に編制替えした。開成館には新たな人材が登用され、適材適所によって、身分が低いが学問と商才にたけた岩崎弥太郎や、教養と実力がある佐々木高行ら

<sup>7</sup> 「上席年譜」「下席年譜」「郷士年譜」それぞれ三等士族上席、四等士族下席の年譜。高知県立図書館蔵

表2 土佐藩士族等級・高知藩官位対照表

旧土佐藩階級	高知藩（明治初年）	高知県（廃藩置県後）	月俸（石）
藩主	藩主	知事	30
一門	一等士族	第一等官	20
家老	一等士族	第二等官	15
中老	二等士族上席	第三等官	10
馬廻	二等士族下席	第四等官	6
扈徒組	三等士族上席	第五等官	2~4
留守居組	三等士族下席	第六等官	1.5
郷士	四等士族上席	第七等官	0.4~0.6
徒士格・組外	四等士族下席	第八等官	0.3~0.5
足輕	五等士族上下	第九等官	0.2~0.4
	卒族	等外	0.1~0.3

『土佐藩政録』より作成

表3 士族の嫡子・養育人官位表

		嫡子	養育人
一等士族		二等下席	三等上
二等士族	上席	二等下席	三等下
	下席	三等上	三等下
三等士族	上席	三等下	三等下
	下席	三等下	三等下
四等士族	上席	四等下	四等下
	下席	四等下	四等下
五等士族	上席	五等下	五等下
	下席	五等下	五等下
五等無刀		三等卒族	三等卒族

『土佐藩政録』より作成

の人材が藩政重要役職に登用された。藩政時代の職階制は明治4年、廃藩置県以降、旧藩主は中央政府の末端官僚となった。藩政時代の知事をトップとする地方官九等官制に再編された。藩政期においては藩主、上士、参政、家老、家

老格、上席中老、下席馬廻、新馬廻、上席小姓組、下席留守居組、新留守居組、以上の上士が武士であり、多くが藩主と共に土佐に赴任した武士であった。彼らの等級は四等士族以上である。四等下級士族の石高は二人扶持、切米4石から7石程度であった。

但し、藩の一等士族と雖も朝廷の官位をたやすく得られた訳ではなかった。諸藩は公卿と姻戚関係を持ち、朝廷の官位を得ようとした。1869年(明治2年)版籍奉還直後、明治政府は旧武士階級の内、一門から平士までを士族と称した。士族の選定基準は藩によって異なるが、加賀藩、土佐藩などの場合、直参身分であった足軽層の一部や上級士族層も一様に士族とみなしていた。多くの藩では引き続き上中下などの等級をつけ、旧来の家格制度を維持しようとした。旧足軽であった五等以下の卒族(一等から三等)は、明治以降においても数年間継承されたが、明治5年、卒族は廃止され、士族に編入された。明治9年の時点で士族は全国民の約5%程度であったと推測される。

### 3. 維新官吏の位階制

#### (1) 藩士から維新官吏へ

藩士から維新官吏となった徴士は、守旧派との権力闘争を経て官制の確立を目指した。

幕藩時代には朝廷の位階と武家官吏の位階が分離していた。藩政期は禁中並公家諸法度により、武家の位階制度を員外官とすることによって、公家位階制度と分離しつつ、これを援用した支配秩序であったが、維新後の位階制は律令以降の朝廷官位制度と士族等級に基づく士族官位制度を統一したものであった。明治の官制が太政官、内閣の職権であったのに対して、位記は宮内省の管轄であり、明治初年の官制は位階制と連動した<sup>8</sup>。明治初年においては律令制下の位

<sup>8</sup> こうしきれい 公式令には以下のように記されている。第十七条 一位ノ位記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈴シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス 2 二位以下四位以上ノ位記ニハ御璽ヲ鈴シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス五位以下ノ位記ニハ宮内省ノ印ヲ鈴シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス こうしきれい 明治の公式令(明治40年1月31日勅令第6号)は律令以降の公式令とは異なる。公文式 こうぶんしき (明治19年勅令第1号)の廃止によって制定された。



階制度を踏襲し、正一位から従九位まで十八位による官吏の序列等級が定まった。明治初年において位階制度と官吏職階制度は併存した。

維新政府において、かつては出自が卑しい下級士族でありながら、功のあった能吏が、一・二等官となり、三位以上の参議、省卿、左右大臣へと昇進した。そして、彼らがかつての大藩の藩主、摂関家以上に昇進したことは、千年にわたる位階制度にとって劇的な変化であった。

日本の官僚の人事評価制度は、朝廷の位階制に加え、日常的な考課と戦時の論功を加えた。維新後の明治政府は、縁故、藩閥批判に合理性を与えないために、高官登用制度の整備を進める必要に迫られた。しかし維新の功臣だけは別格であり、官吏登用試験を経ないで任用された維新の功臣が徴士に任用され、彼らは最初に親任官となり、維新政府の実権を掌握した。官吏登用に関して、文官に比して武官登用制度の整備が先んじていた。但し勅任官以上の高官で官吏登用試験そのものを受けていない高官には適用されなかった<sup>9</sup>。

維新後の高知藩でも、かつての旧藩時代の階級制度を継承した。明治3年旧階級は新階級に移行した。家老格の一等士族から五等士族までが、新職階制では九等官までに格付けされた。藩主は知事として1等官の上位に格付けされたものの、版籍所有者ではなく、一官吏としての存在となったことが明確になった。

これより先、明治2年11月の中央政府における職制表では、知事が第一等、月俸20石となっていた。権大参事が第二等、月俸15石、以下少参事が第三等月俸10石であり、第九等、等外までの十等級に分かれていた<sup>10</sup>。また、東京に駐留する文官と武官の職制は一般俸給表から独立しており、軍務局のトップである大帥は知事と同格の第一等、月俸20石であった。軍務局もやはり十等級に分かれていた。旧藩における俸給は、知行、蔵米、扶持米、役高と複雑に分かれていたが新藩では月俸に統一された。なお旧藩主である県知事は、県では県

<sup>9</sup> 明治20年以後試験制度を採用した。文官試験試補及見習規則（明治20年勅令第37号、文官任用令明治26年勅令第183号、文官試験規則明治26年勅令第197号）。

<sup>10</sup> 『土佐藩政録』は太政官修史館副監事、丁野遠影により明治初年に編纂。昭和55年10月復刻、歴史出版社。

の職階では一等官の上であるが、朝廷の官制では勅任官にとどまった。

特別な存在である親王家は一品から四品までに任じられ、それぞれ位階制の一位より四位に対応したが。一品は桂宮一品淑子内親王と有栖川宮一品熾仁親王のみであり、二品に叙せられた親王は、有栖川宮二品熾仁親王、静閑院宮二品親子内親王、三階宮二品晃親王のみであった。三品親王は四名いたが、四品親王は空位であった。

朝廷は維新の功臣を徴士、貢士として大量に採用した。徴士は慶応4年に徴用され、翌明治2年6月に廃止された、彼らが参議、省卿、太政官、正院事務局として官僚体制を整備し、その後の憲法体制を設計した。若くして四位、三位、参議となった彼らが一位、二位の大臣をしのぐ発言力を有する様になり、以後維新政権の中心となった。但し、明治初年においては、徴士出身の参議の身分は四位相当であり、公卿、大臣より下の身分であった。次に位階制と職制からみた職制画期を示そう。

明治元年閏4月21日、政体書体制において、朝廷の位階制と新官制が併用された。旧藩主、公卿にしかるべき位階を与えたがためである。総裁、大総督を有栖川宮熾仁親王に委任する形をとったが、戊辰戦争時において、実際は諸藩の連合であり、軍事の指揮は総督、参謀が行う官制であった。政体書体制以降の官制表も位階制を前提としていた。官吏に関する官等表（一等官から十五等官）は品位制を前提としていた<sup>11</sup>。明治4年、位階制は新たな官制によって代替されたが、廃止されたものではなく併存していた。官職も正一位より従九位までの十八位階に叙位された。

同体制における職階では、一等官は議定、知官事、一等海軍・陸軍将であり、二等官は参与、府知事、三等官は一等知県事、四等官は二等知県事、五等官は三等知県事に位置づけられた。中央の太政官七官におけるトップは一等官知事であり、地方県知事とは格差が設けられた。

旧藩主の職制上の位置は、大藩藩主が三等官、中藩藩主は四等官、小藩藩主は五等官であり、政体書では官位制のみ明示された。

---

<sup>11</sup> 太政官修史局『明治史要』1頁1876年10月

明治2年6月2日には戊辰戦争戦功章典が行われた。論功は島津、毛利の元藩主には10万石が与えられたのを筆頭にして、山内には4万石、池田3万石、鍋島2万石など永世録が与えられ、西郷隆盛にも2千石が与えられた。一時金は、武蔵忍藩主松平忠敬1万両を筆頭に、合計974名に対して米74万石余り、合計21万5千両余りが与えられた。同年には旧藩の全藩主274藩主に対して1,904万6,032石の藩高が示された。金沢藩の草高102万石であるが、家禄は6万3688石と明示された。金沢藩主に続き、鹿児島藩は77万800石であるが家禄は2万400石であった。家禄は石高に比例して定められた。高官には各藩から徴士、貢士が徴用された。

廃藩置県後の明治2年7月8日の官制では、組織としての神祇官が太政官の上位にあった。神祇官伯は正二位、従二位であり、太政官大臣と神祇官伯は同格であった。ところが、わずか2か月を経ない明治2年8月20日の改正では神祇官伯は従二位となり、太政官の左右大臣は従一位、正二位であり、大納言と神祇官伯は同格となった。また、兵部省の官等表から陸海軍武官官等表が独立して記載され、陸海軍大將は従二位として神祇官伯と同格となった。以下、中將は従三位、少將は従四位であり、県知事は従四位、少將は県知事と同格となった。またこのとき官禄表が定められ、第一等官1,200石、第二等官1,000石、第三等官700石、第十六等官は3区分され、20石から12石として、総て18階級に区分された。同官制表では、大藩知事は従三位であり、陸海軍中將、太政官参議、各省大輔と同格であった。しかし、中藩知事は正四位、小藩知事は従四位であり、各省省輔以下、陸海軍将官以下の身分となった。

またこの年、四等官以上がしばしば宮中大広間し集合し、四等官以上の互選によって参議、大臣以上が推挙されたことから、四等官以上が高官という扱いを受けていたとみなされる。四等官以上による官吏公撰はこの時限りであった。ただし、これ以降の官制では三等官以上が勅任官であり、軍将官である。

明治4年7月29日の官制において正院が設けられ、正一位、従一位は引き続き空位、正二位に太政大臣、従二位納言、正三位参議、正四位枢密大史となった。しかし、それまでは官制の最上位であった神祇官が、この年の職制では、太政官の一部局である式部省となり、式部局長は正四位の低い地位になった。この

ことは、旧勢力の後退を象徴するものであった。

明治4年8月10日における大きな職制変化は、位階制と官等制の連動が名目上は廃止されたことである。1か月前の位階制とは別に、十五等官までの職制が定められ、太政大臣、左右大臣、参議の三職は省長官の上に列す、とされた。位階制が廃止されたわけではなく、その後も位階は与えられた。府知事は従三位、県知事は従四位とした。そして、親任官、勅任官（一等官から二等官）、奏任官（三等官から九等官）判任官の区分による官吏等級が定まった。

明治5年1月20日の官制では一等官から十五等官の職制は変化がなかったが、太政官正院の権限が強化され、正院の一等官には太政大臣、左右大臣、左院議長、右院諸省長官各省卿がいずれも同格の一等官となった。このことは公卿出身の大臣と藩士出身の官僚が、全く同格の官吏となった官制改定であった。府知事県令は三等官と四等官に、陸海軍大將は二等官、中將は三等官、少將四等官であり、神官は別途官制が定められた。

明治7年12月、太政官制改正に準拠した新官制表が制定された。正一位から従九位まで十八階級の位階は品位表とされ、官制表と分離された。同官制改定では太政官における正院とその事務局の権限が強大となったが、官制表にもそのことが表れている。太政官制では、太政大臣、左右大臣と参議は格差があったが、同官制では、一等官に太政大臣、左右大臣、参議が同列に位置づけられ、各省卿も一等官とされた。軍卿、陸海軍大將、開拓使長官も一等官に任用された。府知事は三等官、県知事は県令と改められ四等官となった。また琉球藩藩主も一等官、琉球藩摂政は四等官に任用された。

表4 明治初期位階制の変化

	従一位	正二位	従二位	正三位		従三位	正四位	従四位
明治2年7月		神祇伯・太政大臣	左右大臣	省卿	兵部卿	大藩知事	中藩知事	小藩知事
明治2年8月		左右大臣	神祇伯・大納言 大將	参議		府知事 大輔・中將	少輔	県知事 丞・少將
明治4年7月		太政大臣	納言	参議	左院議長 右院長官		枢密大史 式部局長	

表5 武官職制と改定時期別階級表

	官等表別	一等上	一等官	二等官	三等官	四等官	五等官
明治元年4月	太政官		輔相・知官事・陸海軍將	議政官・参与	一等知県事	二等知県事	三等知県事
明治4年7月	兵部省	大元帥	元帥	大将	中将	少将	大佐
明治4年8月	文官	大臣・参議	議長・卿	大輔	少輔	大丞	少丞
明治5年正月	文官		大臣 卿	大輔	少輔	大丞	少丞
明治5年10月	海軍官制表	大元帥	元帥	大将	中将	少将	大佐
明治6年3月	陸軍省職員表	卿	大輔	少輔	大丞	少丞	
明治6年5月	陸海武官等表		大将	中将	少将	大佐	中佐
明治6年6月	海軍省官等表		卿	大輔	少輔	大丞	少丞
明治9年8月	海軍武官等表		卿 大将	大輔 中将	少輔 少将	大丞 大佐	権大丞 中佐

等級	任官別	階級別	階級別	将官別
一等～三等	勅任官	将官	大将、中将、少将	
四等～八等	奏任官	上長官	大佐、中佐、少佐	将校
		士官	大尉、中尉	
九等			少尉	準将校
十等～十三等	判任官	下士官	-	-
十四等～十七等	-	-	-	-

各年官等表より作成

## (2) 武官職制の成立

武官職制や教育制度は文官より先んじていたが<sup>12</sup>、武官の官制は明治4年までは太政官官制の中に文官と同じ官等表に位置づけられた。明治4年7月28日、兵部省官等表では初めて大元帥の官位が表れ、大元帥は一等上であった。以下、一等、元帥、二等大将、三等中将、四等少将、五等大佐、六等中佐、七等少佐、八大尉であり、軍曹まで十三等級に区分され、武官と文官は官制表上区分された。大元帥は当然天皇を前提としたものであり、この時軍は実質的に天皇の下に独立したと言えよう。

明治5年10月13日海軍省官等表の最上位は大元帥であり、一等元帥、二等大将、三等中将、四等少将とあり兵部省官等表と同様であった。軍本省は一等卿、二等大輔、三等少輔、四等、大丞となり、武官の官位にそれぞれ対応した。

<sup>12</sup> 1869年(明治2年)、前身の海軍操練所が開設され、その後海軍兵学寮と改称した。

明治5年以降の官等表では一等官が元帥，大将，卿が同格であるが，明治6年以降，二等官が中將，三等官が少將，四等官が大佐，五等官が中佐に変更され，それぞれの官位に対する軍階級が改訂された。また文官同様に，軍の官位には，親任官，勅任官，奏任官の区分が明示された。親任官，勅任官，奏任官の区分は統帥権者，総覧者からの叙任形式による区分であり，親任官は原則として，天皇親臨による親任式を経て任官される職であり，武官は階級と対応した。武官は親任官となるのはあくまで陸海軍大将のみであるが，親任官相当の職として宮中において親補式を以て補職される親補職が設けられ，中將以下が就いた時もある。勅任官は，天皇の裁可，勅旨によって任用される官吏であり，奏任官も天皇への奏上，裁可を経て任用される<sup>13</sup>。1893年に制定された文官任用令以降，奏任官は文官高等試験合格者が任用されることが条件となったが，すでに高等官となっていた勅任官以上は除外された。高等官は勅任官，奏任官を総称し，一・二等官であるが親任官を除外する場合もある。親任官は一等官，勅任官は一等官～三等官に対応した。高級武官も士官学校卒業者が士官に任用された。

明治9年1月15日，太政官第一号陸軍省職制及事務章程において<sup>14</sup>，重要な軍

<sup>13</sup> 上奏：天皇に意見などを申し上げること。奏上：天皇に希望または意見を奏聞すること。奏任：奏聞官に任じる奏薦。内奏：内密に天皇に奏上すること。内々奏：内奏の前にお上の意向を確かめるための奏上。伝奏：側近が上奏者に代わって上奏したい事を伝えること。上奏の権限を利用して権力を掌握。上奏の内容をめぐるしばしば権力闘争が起こった。律令制における上奏は，意見封事の上表（政事に関する上奏）と訴訟の上表（訴訟に関する上奏）とに大別される。内奏は天皇に対して國務大臣などが国政の報告を行うことである。人事考課に関する上表が多かった。上奏の形式も，律令制以前からの伝統として女官が取次役として介在していたが明治初年，女官の介在が官僚派によって一掃され，侍従の介在が定着した。公文式では（明治19年），法律・勅令の公布について上奏する事が規定された。内閣（内閣総理大臣・各省大臣）が制度化された中で，上奏は大権行為となった。奏上は，法律上の根拠がなければならないとされた。軍状の報告や検閲，考課報告等は上奏とは言い難いが，軍は後述のように上奏に入れている。

<sup>14</sup> 太政官第一号陸軍省職制及事務章程の重要条項は以下の通り，第4条凡卿ハ将官ヨリ之二任ス 第9条 陸軍文武官員奏任以上ノ進退ハ太政官ニ於テ命スト雖モ其勤怠ヲ監察シ能否ヲ甄別シ進級條例ニ照シ黜陟ヲ具状スルハ卿ノ任トス 第18条 凡陸軍省内諸局諸課ノ長官ハ武官ヨリ任スルヲ例トス然レトモ時宜ニヨリ何等出仕等ノ称ヲ以テ之二任スルモノアルヘシ 第20条 凡侍従武官ハ別テ三等トス 一等侍従将官一人陸軍少將ヨリ

制に関する事項が制定された。同章程では軍の高官の職制、進級とその後の陸海軍の役割が決定され後世まで継承される事になった。それは大要以下の事項であった。①陸海軍省のトップは将官から選出すること、現役武官如何に関わらない。②軍奏任官以上の進級は軍のトップの任であり、太政官、文官は関与できず、陸軍省内局長は武官であること、③1等侍従武官は陸軍少将と近衛将官を兼務し、陸軍だけが侍従武官長の定員であること、などを取り決め、以後これが先例として遵守された。以上の様に、参謀本部設立以前の早い時期から軍人事は文官とは独立していた。

#### 4. 叙勲制度による武官職制の完成

##### (1) 叙勲制度の意義

叙勲制度によって武官の職制は完成した。武家社会では、功を挙げたものに対して主君が所領の付与とは別に、表彰の書き付けを与え、自身が所有する手回り品を下賜する慣行があった。こうした品は後の勲功と同様の意味を持っていた。禄高を有した武士は家禄の変遷とともに藩の人事記録の中に残された。拝領の金品は勲功を示す証拠として大切に子孫に受け継がれた。

維新政府において明治初年に行われた戊辰戦役の論功行賞時から勲功自体は実施されており、それは天皇の重要な国事行為であった。

維新政府にとって、天皇からの叙勲を制度化することは以下のような特別の意義があった。①戊辰戦争以来の戦後論功行賞に統一基準を作った。②叙勲によって天皇による人事親裁が、すべての官吏に拡大した。③官職階制と考課に叙勲が、その正当性と神秘性を与えた。④文武高官に求心力を与えた。⑤外国の公人にも与えられ、叙勲を外交に利用した。⑥洋装に適したデザイン of 勲章を叙することによって、内外への文明開化の発信となった。⑦高位勲位者から下位まですべての受勲者には一時金と年金が与えられ、叙勲は生涯給与を補完するものであった。特に高位受勲者には高額の年金、一時金が下付された。

慶応3年、天皇は1,000年来の伝統を破って御所を出て、江戸まで行幸を行った。この時の行幸において沿道各地の国民に金を下付した。その時の金品の出所の大部分は豪商、諸侯からの寄付であり、功労があった国民に天皇が下付した初めての行為であった。

維新政府の勲位制度は戊辰戦役の論功行賞に始まり、すべて御前会議で決定され、明治天皇から裁可される姿が『明治天皇紀』に記されている。以後、版籍奉還後における諸藩藩主と功臣に金と石高が与えられた。この時期までは国庫が朝廷の財政と同一であった。

明治初年、高官として任用された徴士と大臣の人事は維新の論功行賞の意味があった。明治2年に徴士は廃止され、親任官<sup>15</sup>、勅任官<sup>16</sup>、判任官<sup>17</sup>の区分となったが、旧徴士が文武官登用制度をつくり明治政権は安定した。

勲章制度に先んじて新政府は明治元年戊辰戦争の論功行賞を行った。勲章の制度化以前の名は、論功行賞、章典禄、賞牌であった。旧勢力への禄高は、維新の論功行賞と同義であり、それらは叙勲に引き継がれるものであった。

高官の任用を補完するものとしての勲位が成立した。西欧の形式を模したとされたが、実態は古代から継承されたものであった。勲位制度がフランス軍制からの模倣であったことは、Médaille (メダイユ) という最初の訳語からも読み取ることができる。明治4年9月、新政府は賞牌(勲章)制度の審議を立法機関である左院に諮問し、細川潤次郎、大給恒ら5名をメダイユ取調御用掛に任じ、勲章に関する資料収集と調査研究に当たらせた。

位階制が文武官の現職時代における人事評価の結果を意味するものであるとすれば、勲章年金は文武官退任後に及ぶ栄誉と経済的保障であった。以下に明治初年からの勲功事蹟を示そう。

表6は叙勲制度が定まる以前における天皇の名による各種論功行賞の一覧で

<sup>15</sup> 公式令 第十四条 親任式ヲ以テ任スル官ノ官記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

<sup>16</sup> 奏任官の上位に位置する高等官、親任官と高等官一等と二等を勅任官、高等官一等と二等のみを勅任官という場合がある。

<sup>17</sup> 高等官(勅任官・奏任官)の下位に位置する官吏、天皇の官吏任命大権を行政官庁に委任され、任用される。



ある。功臣への禄高の付与、版籍奉還を各藩主が競って行ったことも報奨金の見返りを見込んだからであった。藩主に対して版籍奉還を説得した者は参議となった徴士だった。

明治4年9月、賞牌の制が定められた。第一等賞牌金菊鈕大日賞以下第六等銀桜花鈕小日賞までが決められた。金菊鈕大日賞は一等官以上功あるものが、第六等銀桜花鈕小日賞は平民が、従軍褒牌は第一等から第三等まで将卒の差別なく国家のために利益を興したものに与えられた。また終身年金は3千両から

表6 明治初年の論功行賞事蹟

年/月	勲章・勲等制度制定までの明治初年の論功事蹟
明治元年8月	戊申戦役論功行賞を上中下3等とした
明治元年11月	重ねて令した
明治元年11月	章典禄100万石中80万石を軍功にし20万石を復古の功臣にあてた。奥羽諸藩の土地と関西の石高をあてた。
明治2年6月	戊申戦役以降の軍功論功行賞を行う。西南雄藩藩主と功臣に章典禄。金と石高を付与
明治2年8月	(官禄の制を定める。16等級に分け石高を制定)
明治2年9月	復古の功臣(岩倉、三条などの公家と旧藩主)に禄高(永世禄)を付与
明治3年5月	戊申戦役の追録 戦死者と負傷者へ金
明治4年9月	賞牌及従軍牌、褒牌の制定を左院に下問する
明治6年7月	賞牌につき式部寮伺上申
明治7年正月	勲等賞牌令
明治7年正月	天皇は初めて外国勲章をオーストリア皇太子から受けた
明治7年3月	賞牌につき陸軍省伺い征討取り調べ、外務省伺 外国人勲功取り調べ
明治7年6月	山田顕義の佐賀征討の功を賞した
明治7年12月	大久保利通の佐賀征討と清国交渉の功を賞した 1万円手許金を付与
明治8年12月	賞牌親佩式を定めた 歳末に高官へ金子を下付 大臣勅任官を従え賞牌親佩式を挙行 賞牌欽定詔
明治8年12月	親王に一等賞牌を叙勲
明治9年2月	西郷従道に勲一等を叙勲し賞牌
明治9年4月	台湾処分につき清国と交渉した元老院議官に金1千円
明治9年4月	佐賀の乱の功臣1860人 物故者を含め行賞 最高額700円から
明治9年9月	朝鮮国との全権大使黒田清隆に2千円 井上馨に千五百円を下付
明治9年11月	賞牌を勲章と改め 従軍牌を従軍記章と改称し、陸軍武官勲章記章条例を定めた
明治9年12月	大勲菊花大綬章 大勲菊花章以下十級の勲等を定めた。勲章親佩式を定めた。

『明治天皇紀』より作成

50両まで、等級によって金額が定まった。

明治7年正月勲一等（勅任官）から八等まで賞牌図柄を制定した。次いで明治8年4月10日、賞牌欽定の詔を発して賞牌従軍牌制定ノ件<sup>18</sup>を公布し勲等と賞牌の制度が定められた。勲等賞牌制により、勲等と功級からの勲位制、勲章制度が定められ、位階制が担っていた栄典としての役割を担うことになった。勲等と功級には正四位、従五位などの官位が同時に与えられたが、これは従来の位階に加えて付与されたものであった。布告では、勲一等から勲八等までの勲等を叙した者にそれぞれ一等賞牌から八等賞牌までの賞牌を下賜するとした。このとき定められた賞牌の制式が旭日章の基となった。勲等は勲績、功労ある者の階級であり、位階と異なるがゆえに定めた、とされた。したがって軍人の公式な官位は冗長である。例えば山県有朋の官位は一等官であると同時に、陸軍大将（元帥）従一位大勲位功一級公爵山県有朋と公称した。軍人の正装には官位を表す勲章、軍服着用が義務付けられた。

同年末には、有栖川宮熾仁親王以下10名の皇族が初めて叙勲を受けた。皇族以外の者に対して初めて叙勲されたのは翌1876年（明治9年）で、台湾出兵の功により西郷従道が勲一等に叙された。また同年には、清国との交渉に功のあった外国人が勲二等に叙された。

明治9年10月、正院に賞勲事務局（賞勲局と改称）が設置され、伊藤博文が初代長官になり、賞牌は勲章と改称された。同年、勲一等の上位に大勲位が置かれた。大勲位には、対応する勲章として菊花大綬章と菊花章が制定され、明治10年11月、文武高官への叙勲が行われ、勲記には国璽が鈴された。

明治10年11月2日

大勲位 菊花大綬賞 有栖川宮熾仁親王

勲一等 参軍山縣有朋 黒田清隆 川村純義 旭日大綬賞740円

勲二等 山田顕義 三浦梧楼 谷干城 旭日重光章 600円 500円曾我祐準

<sup>18</sup> 賞牌欽定詔「国家に功を立て積を顕賞し以て之に酬ゆへし」明治八年二月第一条 勲等ハ勲績及功労アル者ヲ賞スル為メニ設クル所ノ階級ニシテ位階ト異ナル故ニ各種ノ勲章ヲ佩用セシム 第三条 瑞宝大綬章、瑞宝重光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章及瑞宝単光章ハ国家又ハ公共ニ対シ積年ノ功労アル者ニ之ヲ賜フ

## 文官

勲一等 旭日大綬賞大久保利通 大隈重信 伊藤博文ら740円 総計53人

明治10年以降の勲章制度は官吏評価制度を補完するものとなり、勲功は年金制度に連動した。明治以降、新政府は各種官吏登用試験と、考課、叙勲、栄典によって位階、等級を決定した。高官の人事権はあくまで天皇による専決事項であり、最終的な考課者はあくまで天皇であった。明治10年において勲等年金令が制定され、勲等に従い終身年金を支給する事が定められた。

陸軍叙勲条例では、平時の年功による叙勲を勲勞として軍功顕彰と一般の勲章を区別した。勲章制度は、「凡ソ国家ニ功ヲ立テ績ヲ顕ス者宜ク之ヲ褒賞」勲勞、勲功及び殊勲を認定した。陸軍勲功調査委員がこれにあたる。以下はその定義である。

「勲勞：全ク平時ノモノニシテ即チ叙勲条例ニ因リ勲位ニ叙シ及ヒ勲位ヲ進ムルモノトス（第三条）一般の叙勲による勲章に限定される。

勲功：其一 勇烈忠貞ノ所業ニ依リ又ハ軍人ノ模範トナリ其美名ヲ賞賛セラル、者 其二 内外ヲ論セス四回ノ戦役ニ従事スル者満三年以上戦地ニ在ル者 其三 要衝ノ敵ニ当リ先登シテ功ヲ立タル者 其四 敵数人ヲ殲シテ其功昭明ナル者 其五 対敵中創痕ヲ被リ勲位ニ叙スヘキ理由アル者

殊勲：殊勲ト称スルモノハ戦争中特殊ノ勲功アル者ニシテ即チ左ノ如シ 其一 敵ノ隊旗（我国ノ軍旗ニ当ルモノ）ヲ奪ヒタル者 其二 長官ノ危急ヲ拯ヒ其功ヲ立タル者 其三 敵將ヲ殲シ或ハ捕獲セシ者 其四 敵中ヲ通過シ使命ヲ全フセシ者 其五 勇敢忠烈ノ所為ニヨリ全軍ノ利益ヲ得ル者」

陸軍に遅れること1年後、海軍でも明治10年12月に海軍勲章従軍記章条例が制定された。

最初の大規模な叙勲は西南戦争後の叙勲であった。勲位を受けたものは明治11年において文官は勲四等旭日小綬賞1名、勲五等2名、勲六等6人、勲七等1名の合計10人にすぎなかったが、武官は勲二等旭日重光賞、鳥尾小弥太など6名が年金600円、勲三等は2名が旭日中光賞年金260円、勲四等が185名、年金118名、一時賜金53人、勲章14人など、勲八等まで武官の叙勲者は合計4,064

人にのぼった。

明治11年、枢密院決議において<sup>19</sup>、勲功年金は陸海軍ではなく大蔵省から支出される事となり、勲功年金が軍事費とは別枠となった。「第一條 勲功年金ハ文武官員奉仕中非常ノ勲功ト積年勲勞ノ形状トニ固ク依ルモノナリ 但年金ハ大蔵省ヨリ別途ニ支給スル者ニシテ給額表後ニ附ス 第二條 年金ハ其功勞者ニ終身シテ給スヘシ」

明治17年、華族令（明治17年宮内省達）により定められた爵位制（華族制度）によって、位階制はこれと連動することになった。

明治20年、叙位条例において「凡ソ位ハ華族勅奏任官及国家ニ勲功アル者又ハ表彰スヘキ勲績アル者ヲ叙ス」（第一条）と定められたことにより、位階は栄典としてその役割が特化された。位階数はやや簡素化され、正一位から従八位までの十六位階となった。同叙勲条例では従四位以上が華族に準ずるとされた。官吏に対し「国家に勲功功績ある在官者、在職者」に位階が与えられ、実質的に位階制は官吏等級に連動した。旧位階制度は栄典として残り、形を変えて武官中心に再編された。

明治21年、勅令第1号では宝冠章と瑞宝章、旭日章には旭日大綬章の上位に旭日桐花大綬章、菊花章には菊花大綬章の上位に菊花章頸飾が制定された。

勲章は単に表彰だけではなく、年金と進級が関連していた。表7、8は勲功勞と年金進級を示した。勅任官、奏任官、判任官別に勲等が定まり、進級も官等によって同様の枠があった。進級に停年があると同様に、勲位初叙以降の進叙も必要年数が定まっていた。明治15年6月14日叙勲条例（太政官達第一号）によって勅任官の初叙勲は、勲三等、奏任官は勲六等、判任官勲八等よりはじまり、それぞれ勲勞年数を経ねば進級できないとされた。武官の進級は勲功と年功のバランスを考慮したものであり、同時に平時と戦時の勲功の双方、すなわち総合的な考課の整合性を追求したものであった。

勲等年金表が定められて以降<sup>20</sup>、勲等年金額は改定された。金鷄勲章年金では勲七、八等が増額され、以下の様な年金額と功級一時金額が定まった。「勲位

<sup>19</sup> 海軍省勲功調査掛提出

<sup>20</sup> 賞勲局「勲等年金表」明治10年制定

表7 初叙並びに進級例年数

	勲一等	勲二等	勲三等	勲四等	勲五等	勲六等	勲七等	勲八等
勅任官	10	5	5					
奏任官			7	5	5	12		
判任官						7	6	20

	大勲位	勲一等	勲二等	勲三等	勲四等	勲五等	勲六等	勲七等	勲八等
停年下限			5	4	5	4	4	5	3
定数			30	60	180	540	定数なし		

(平時の功勞であり戦時の功勞は含まない)

表8 勲等年金表 (円)

勲等	上限	下限
勲一等	840	740
勲二等	600	500
勲三等	360	260
勲四等	180	135
勲五等	125	115
勲六等	100	85
勲七等	75	60
勲八等	50	40

功級	定額
功一級	1500
功二級	1000
功三級	700
功四級	500
功五級	350
功六級	250
功七級	150

表9 勲位初叙並進級例図 (勲位初叙並進級例内則 明治16年7月賞勲局)

官	等	勲 等							
勅任官	一等官	勲一等	勲二等	勲三等					
	二等官	勲一等	勲二等	勲三等					
	三等官		勲二等	勲三等					
奏任官	四等官			勲三等	勲四等	勲五等	勲六等		
	五等官			勲三等	勲四等	勲五等	勲六等		
	六等官				勲四等	勲五等	勲六等		
	七等官				勲四等	勲五等	勲六等		
	八等官					勲五等	勲六等		
	九等官					勲五等	勲六等		
判任官	八・九等官						勲六等	勲七等	勲八等
	十・十一等官							勲七等	勲八等
	十二・十三等官							勲七等	勲八等
	十四・十五等官								勲八等
	十六・十七等官								勲八等
等外	一-四等								

以上いずれも『賞勲局資料集』より作成

初叙並進級例内則」によれば<sup>21</sup>、勲等と官等、進級基準年が、表9のように定まった。各官位在職5年から12年進級年限に応じた叙勲を定められ、その後しばしば改正されたが、勲位、官位、進級が一体であったことが同表からも明らかである。勲等申請にあたって本人の履歴明細には、出張、任官、処分、起草書有無、審査、審判、会議出席、廃官等について詳細な記述が求められた。

## (2) 金鷄勲章の神聖性

明治初年における戊辰戦争や、廃藩置県の論功から始まる文武官への恩賞制度は金鷄勲章制度によって完結した。金鷄勲章は、日清戦争開始後の1894(明治27)年9月29日に金鷄勲章年金が制定された事にはじまる。大本営設置はその直前の94年6月である<sup>22</sup>。

何故金鷄勲章と言われ、明治23年2月11日に定まったのか。この年は、枢密院と議会が発足し、憲法、皇室典範が施行された年である。軍事的には壬午、甲申事変後、朝鮮半島において紛争の火種を抱えており、軍備増強を急ぎ、武官人事管理のソフトとしての武功顕彰制度整備を急務としていた。神武天皇即位二千五百五十年の紀元節まで延期する必要があった。詔には、神武東征の故事に拠り金鷄を配す、としている。「是の日方に其の期に当る、乃ち神武東征の故事に拠り、金鷄を配して此の勲章を按出す、其の等級功一級より功七級に至る」とあり、詔勅には「朕惟ミルニ 神武天皇皇業ヲ恢弘シ継承シテ 朕ニ及ヘリ 今ヤはる夏カニ登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ達セリ 朕此期ニ際シ 天皇戡定ノ故事ニ徴シ 金鷄勲章ヲ創設シ将来武功拔群ノ者ニ授与シ 永ク天皇ノ威烈ヲ光ニシ 以テ其忠勇ヲ奨励セントス 汝衆庶此旨ヲ体セヨ」、以上の様に金鷄勲章制定は神武紀元2550年である西暦1890年を待つとした。

『神武紀』における最もよく引用される、<sup>からす とび</sup>鳥と鷄の事例は以下の箇所である。  
 『一、<sup>ときよるゆめみらくあまてらすおおみかみをしへまつりてすめらみことのにたまはくあれいまやたからすをつかわす</sup>時夜夢、天照大神 訓于 天 皇 曰、朕今遣頭八咫鳥

<sup>21</sup> 賞勲局「勲位初叙並進級例内則」明治16年7月

<sup>22</sup> 日清戦争(1894年7月25日から1895年11月30日)の開戦4か月後金鷄勲章叙賜規定が定められた。日清戦争における大本営は1894年6月5日に設置された。演習や行幸時においても天皇の御座所において常に大本営は設置された。地方官吏や軍人から人事を除く事項に関して上奏される事が多かった。

しはすのみづのとのみのついでちひのえさる みいくさつひに ながすねこをうつ しきりにたたかひて とりかつことあたはず  
 二、十有二月癸巳朔丙申 皇師遂撃長髓彦。連戦不能取勝。  
ときにたちまちにしてひしけてひさめふる すなはちこがねのあやしきとびありて とびきたりてみゆみのはずにとまれり そのとびひかりてりかがやきて  
 時忽然天陰而雨水。乃有金色靈鷲。飛來止于皇弓之弭。其鷲光暉煜，  
かたちいなびかりのごとし これによりてながすねひこいくさのひとつも みなまどひまぎえて またこはめたたかはず  
 狀如流電。由是，長髓彦軍卒皆迷眩，不復力戰。」

八咫鳥と金鷄はしばしば混同される。一書日を含めた『日本紀』の記述において、神武天皇自身と天神を直接結びつける神話は、八咫鳥ではあるが金鷄は少ない。『神代紀』に出てくる鳥の文字は5件、鷄は1件であり、『神武紀』には鳥15件、鷄は4件のみである。政府が鳥を避け、あえて金鷄とした意図は、日本語の語感とイメージを選んで意図した工作であった。しかもわざわざ、建議から2年後の神武紀元2550年2月11日を選んで法制化したことに、神武神話の神聖性を挿入する意図があった。

金鷄勲章叙賜制度は、設置まもなく、日清戦争により大本営が設置され叙勲調査系統が修正された。

図1・図2は金鷄勲章叙賜規定(明治27年12月13日陸達139号)によって示された戦時と平時における武功調査の組織図である。それまでの金鷄勲章制度と大きな相違は、統帥者への上奏が、戦時において内閣から軍事内局に移る事である。武功調査委員は内閣を経ず統帥され、しかも内局直属となる。これは大本営設置にともなう措置と説明されたが、統帥上のみならず人事評価に関しても、参謀本部、軍令部が優位となる大きな一歩であった。以下は、金鷄勲章叙賜規定における各条項と上奏書である。

- 明治27年12月13日陸達139号 陸軍次官児玉源太郎 西郷従道陸軍大臣代理
- 「第1条 軍事内局ニ武功審査委員ヲ置キ陸海軍将官並同相当官中帶勲者若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第12条 軍事内局長上奏ヲ経タルノ後武功ノ理由勲章ノ等級及職官位勲爵姓名ヲ内閣総理大臣ヲ経テ賞勲局総裁ニ移牒ス而シテ其勲記ハ賞勲局総裁ヨリ直ニ軍司令官又ハ艦隊司令長官ニ送付ス
- 第13条 大本営ヲ解カレタル後ニ於テハ武功審査委員ニ関スル事項ハ陸海軍勲功調査委員ニ軍事内局長ニ係ル事項ハ陸海軍大臣ニ移シ陸海軍大臣ハ内閣総理大臣ヲ経テ之ヲ上奏ス」

これより先、海軍大臣西郷従道の名で、軍功調査に関する以下の様な上奏書

図1 金鵄勲章叙賜規定付図1 (軍事内局設置中ニ係ルモノ・明治27年)

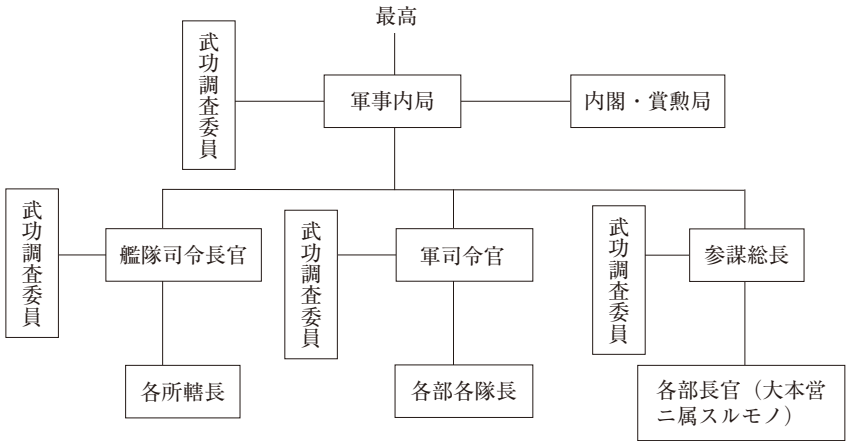
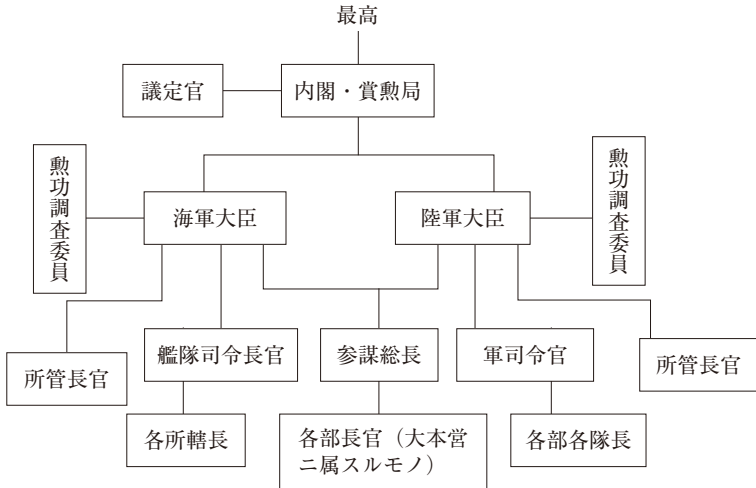


図2 金鵄勲章叙賜規定付図2 (軍事内局閉局後ニ係ルモノ・明治27年)



が提出された。「今日戦後ニ関する軍功調査ハ武功審査委員ニ於テ為サシムル件中、軍功調査ハノ下ニ『軍事内局長ニ移シ』ノ八字ヲ追加セシメル理由…今日ノ戦後ニ関スル軍功調査ハ武功審査委員ニ於テ為サシムル件奉仰 允裁タル



ハ軍功ノ審査ト相待テ之ヲ為シ、大本營ニ隸屬スルモノト等シク総テ同一様ニ軍事内局長ニ於テ之レカ親裁ヲ仰クノ趣旨ナリシモ其文意尽サル所アルニ依ル」<sup>23</sup>

大本營は陸海軍參謀本部、軍令部により構成され、それぞれの連携はなかった。陸海軍本省と參謀本部は常に人事交流があり、本稿でいう広義の軍事内局とは本省と參謀本部双方である。図1に示した軍事内局とは、軍が自称する大本營の官僚機関を指す狭義の内局である。軍事内局は大臣、内閣から独立し、陸海軍統帥部事務局である。内局は大本營設置時における武功調査時において表に出る。ただし実態としての内局は陸海軍本省と參謀本部、軍令部官僚組織である。したがって真の軍事内局とは陸海軍次官以下の組織であり、人事、予算、戦略、作戦の全てに渉る原案を作成する事務局であった<sup>24</sup>。

金鷄勲章制定後における最初の大きな戦役は日清戦争であり、大本營が最初に設置された。その時に制定された金鷄勲章叙賜規定において内局なる機関が表に出る。ただし内局が仕切ることになった武功調査による最初の金鷄勲章叙勲者は日清戦争では多くなかった。同戦役の戦死者は病死が過半であった。大量の戦死者と叙勲者を出したのは日露戦争であった<sup>25</sup>。

明治27年、金鷄勲章年金令が公布され、勲一等旭日桐花大綬章の受章者のうち、特に顕著な功績を挙げた者にも1,500円の終身年金を支給することとした<sup>26</sup>。表10に示すように、明治28年の金鷄勲章叙賜規則では戦死者への授与規則が定められた。殊勲甲親任官（一等官）と判任官（八・九等官）では5倍から10倍の格差があった。

<sup>23</sup> 海軍省「海軍大臣西郷従道上奏書」千代田上奏書 防衛省防衛研究所史料所収。但し、同史料には明治28年7月の日付が記載されているが、明治27年の誤りであろう。

<sup>24</sup> モルトケ時代のドイツ參謀本部の内局は陸軍人事部中心であり、參謀本部は諮問機関であって内局が実権を有した時期があった、とされている。

<sup>25</sup> 日露戦争に伴う金鷄勲章叙勲者は、陸軍関係だけとってみても102,456名と日清戦争時に比べて激増した。内訳は功一級11名、功二級60名、功三級320名、功四級1,261名であった。以下の様に日露戦役は勲記、巧記とも10倍近く増加した。日清戦争・勲記196名、巧記1248名、日露戦争・勲記1,656名、勲記9,930名。勲記は頸飾、菊花、桐花、旭一～三、瑞宝章一～三までの九級、功記は一級から五級まで

<sup>26</sup> 昭和16年までは勲章には年金が伴っていた。

以下の図表は賞勲年金額 官別賞勲者数、勲功別人数である。明治27年、功一級900円、功七級は65円であり、翌明治28年には功一級が1,500円、功七級100円に引き上げられた。生存者と戦死者との間に公平性を欠くとして、戦没者一時金を改正されたが、その金額は大正期まで大きく変わらなかった。明治末期には文官の叙勲者が増加した時期もあったが、年金支給額の9割以上は武官であり、武官中心に増加した金鷄勲章によって、日露戦後における賞勲年金は2,000万円近くになっていた。章勲年金がその後の国家予算を圧迫する大きな要因の一つであった<sup>27</sup>。

表10 明治28年殊勲、勲功戦死者への一時金額（円）

	殊勲甲	殊勲乙	勲功特
大将	15,000	10,000	5,500
中将	13,000	8,500	4,500
少将	11,000	7,000	3,700
曹長	3,300	2,000	700
一・二等兵	1,800	1,100	400

表11 文官賜金一時金額（大正8年）

	親任官	高等官一等官	中略	八・九等官
勲功	5000円-4000円	4000円-3300円	——	800円-550円
勲勞	3000円-1700円	2400円-1500円	——	400円-250円
功勞	1300円- 500円	1100円- 400円	——	150円-110円

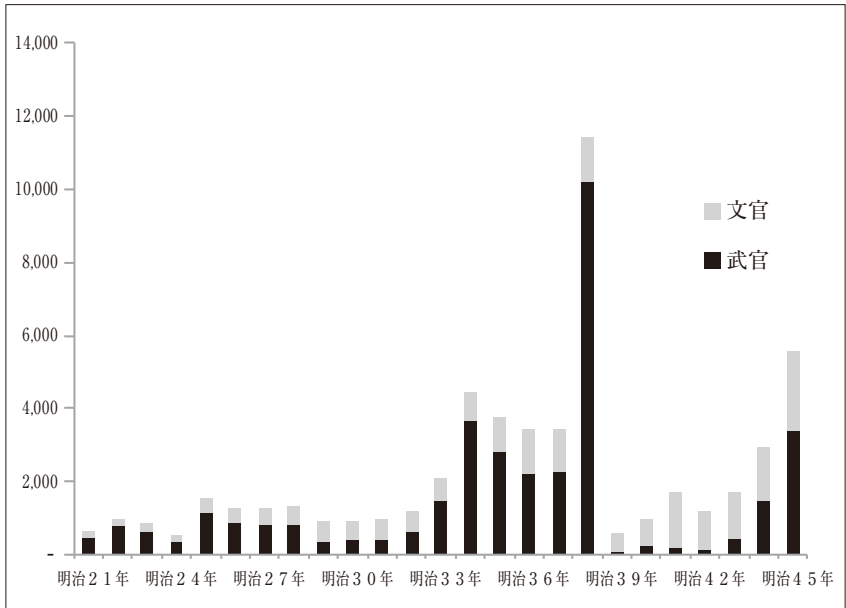
武官賜金一時金額（大正8年）（円）

	大将	中将	中略	少尉
勲功	5000-3500	4000-2800	——	800-560
勲勞	3000-2000	2400-1600	——	500-300
功勞	1500-1000	1200- 800	——	250-170

『賞勲局資料集』より作成

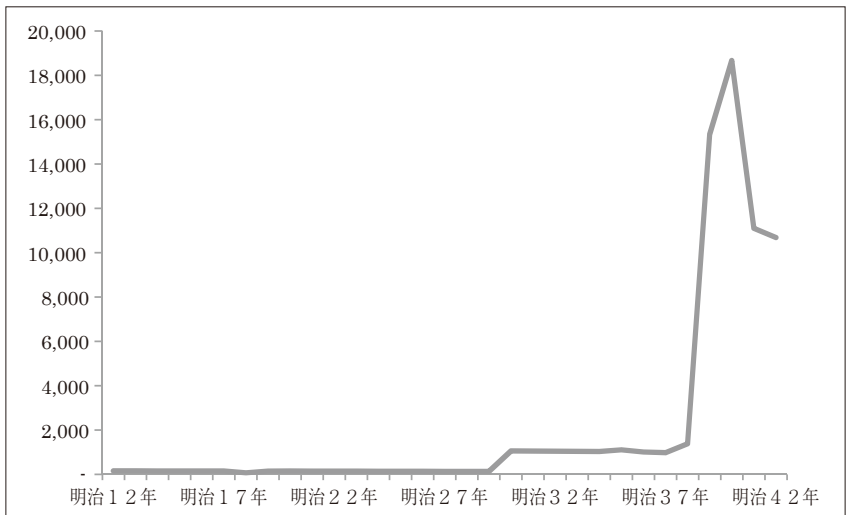
<sup>27</sup> 明治30年の経常歳出は2億円を超える水準であった。

図3 官別賞勲者数



『賞勲局資料集』より作成

図4 国が支払った賞勲年金総額（千円）



明治13～15年の98%以上が武官

『賞勲局資料集』より作成

## 5. 武官の職制と考課

### (1) 武官の考課表事例

叙勲は官制と連動したが、必ずしも上級将官が金鷄勲受賞者ばかりではなかった。武官進級は勲章制度とは原則的に切り離されていた。叙勲は進級にとって必須ではなく、将官でも金鷄勲章を授与されていない者も少なくない。武官の官位格付けと進級は、陸海軍士官・兵学校、大卒などの学歴と当該官位の停年、考課を加味したものであった。ただし、定員、実員に制限を受けたことは言うまでもない。進級資格があっても定員が空かないと進級できず、昭和初年以降の進級は滞った。武官進級も以下に述べるように、親任官、将官のみならず下士官も天皇の大権事項であった。

文官に先んじて、武官の職制と進級、考課は明治初年に制度化されたが、その要因は武官の職務の特殊性、緊急性によるところが大きかった。明治2年以降、海軍操練所、海軍兵学寮が設置され、明治9年に海軍兵学校、明治7年には陸軍士官学校が開校した。鎮台設置、徴兵令施行による大量の兵士任用によって階級と進級制度の確立が緊要となり、軍は人事考課の導入を図った。軍は海外の考課表の研究も行ったが<sup>28</sup>、あくまで日本独自の考課であった。

明治8年、陸軍は軍人考課に関して以下のような達を出した。「考課表概旨、陸軍武官考課表並其概旨別冊之通相定候此旨相違候事、但会計軍需馬医部並文官ノ儀ハ追テ可相違候事」<sup>29</sup>とあり、以下、「第一条、考課表ハ各官庁諸隊ニ在リテ伍長以上ノ学芸性行ヲ熟察検知シ之ヲ記載スルノ表ニシテ以テ考課ノ用ニ供スル者トス」第二条には考課を一年に2回行い、各科目ごとに、上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下の9段階に評価するとされた。将官部は官庁次官が記し、下士官の部は佐官・尉官より考課者を選任し、それぞ

<sup>28</sup> 陸軍省が翻訳刊行した「奥国軍隊規則」にはオーストリアの軍隊規則として以下の項目があった。1. 年志願兵教育及勤務に関する報告例として、1. 言語、動作 2. 徒歩、教練 3. 乗馬教練 4. 繫駕教練 5. 勤務 以上の項目を挙げたが、多様な言語が存在する国柄から言語が重視されたことを特記している。陸軍省「奥国軍隊規則」1899年

<sup>29</sup> 陸達第23号明治8年7月25日

れが考課する。諸隊では、連隊将校は連隊長が記し、連隊下士官は副官が管理する、大隊下士官は大隊副官が管理し大隊長が監察するとされた。

以上の様に明治8年にすでに軍人評価の大枠が固まっていた。資料1、2は明治8年に陸軍で示された考課表雛形である<sup>30</sup>。ここでは士官、下士官別にそれぞれの上官が考課を行い、調整官がこれを確認して署名、捺印する、とある。

『将校必携作戦綱要』なる将校の手引書には、考課表ノ書式<sup>31</sup>が以下の様に示されている。「族籍， 県， 平民， 誕生， 陸軍出身， 士官候補生， 現官， 除任， 進級， 陸軍歩兵， 任官， 年月， 戦役， 賞罰」が記入項目であり， 上官所見は調整官所見から提出されたものに記載することと記されている<sup>32</sup>。各項目別の記載要領として， 1. 性質， 志操， 気概， 体格 2. 出身前の経歴， 出身時の状況， 何学を修めたか， 徴兵如何 3. 勤務の勤勉か否か， 成績， 熱意 4. 学術， 特有の技能 5. 義務心， 品行 6. 家政， 家計， 家庭が円満か否か， 動産， 不動産， 貧富の状況 7. 同僚との交際 8. 現在， 将来の見込みなど詳細な個人情報項目が示された。また， 将校であって士官学校首席でも安んじて進取の気力がなく， 学術が退歩する場合， 酒色におぼれる， しかし， 中隊長の教育によって勤勉を取り戻したことや， 将来性を記入すべし， 戦役の功績， 名声を記入すること， とされており， 士官学校の成績において首席や次席の優秀者といえども， その後の考課によって進級が遅かった事例が多くあったことが強調されている。考課表調整官所見欄においては， 以下の事項が必須とされた。「此所見ヲ調整補修スルハ， 調整当時ノ感情ニ訴ヘスシテ， 常ニ其人ノ挙動ニ注意シ， 必要ナル事項ヲ見認スル毎ニ随時記入シ， 苟モ美事ノ矯飾若クハ短所ノ隱匿ヲ許サス， 要ハ他人ヲシテ恰モ其人ニ接シテ， 其性質， 才能， 品行， 風采， 言語ヲ見ルカ如クナラサルヘカラス， 故ニ第二條ニ掲クル処ハ， 其大要ヲ示スモノニシテ， 人ノ性質， 技能ニ千差万別アルト共ニ， 此表モ亦各色異様ヲ呈スルハ避クヘカラス

<sup>30</sup> 陸軍内文官(医局など)は書式を異にする考課表があった。(他部局には自然科学， 医学， 会計， 会計学， 商務学， 経済学などの項目があった)

<sup>31</sup> 『将校必携作戦綱要』研究会編 兵事雑誌社 1908年

<sup>32</sup> 「上官所見 上官ノ所見ハ調整官ヨリ進達シタルモノニ記載スルモノニシテ調整官ノ収蔵スルモノハ之ヲ記載セサルモノトス」同上書

ル自然ノ理タルコトヲ忘ルヘカラス、特ニ調整官ノ心境ニ照映スル処ノ事ハ、必ス詳細明記スヘキモノトス。

一、性質、志操、気概、体格（例ヘハ直、敏捷、寛厚、酷薄等ヲ記シ、志操ニハ一定不断若クハ変異常ナク、高尚、賤劣等記シ、気概ニハ不屈不撓、若クハ屈撓等ヲ明ニシ、体格ニハ強壯、健康、若クハ柔弱等ヲ記スヘシ。

二、出身前ノ経歴及出身時ノ景況（例ヘハ出身前ノ経歴ニハ何中学校、若クハ何人ニ就キ何学ヲ修メ、或ハ卒業、何官、何事樂ニ従事シタル事等ヲ記シ、出身時ノ景況ニハ陸軍教導団ノ生徒トナリ若クハ徴兵トシテ何隊ニ入り更ニ士官候補生ヲ希望セシ等ヲ記スヘシ

三、勤務ノ勉否 熟否等ノ状況ト其成績ノ良否ヲ記スヘシ<sup>33</sup>

考課表以外にも、武官は個人情報を上官に克明に開示することが求められた。兵士はあらゆる個人情報について、陸軍大臣（所管長官）に提出する身元調書が求められた。教育の程度、平素の行状、資産の状況、父母の生計職業、実家の生計（養父母とも）、婚姻の有無等であった。軍人が結婚する時には上官に婚姻願を提出し、部隊長から許可される必要があった。

海軍省人事部長から横須賀海軍人事部長に対して、以下のような考課表記入例摘要<sup>34</sup>が示されている。

#### 考課表記入例摘要

調整上の所信 本人申告 対上所信

学術 技能 外国語 気質 趣味 態度 動作 言語 注意 体力 効果 学術 技  
量 服従 統御 調和 勤務 人物総評

記憶力 想像力 判断力 作業力 最適の事務（本人の希望にかかわらず将来）  
上中下を記入

定期考課は黒書 臨時考課は朱書

<sup>33</sup> 佐藤亀城編『軍用公文書式』「部隊長の婚姻可否意見書」1909年4月武揚堂

<sup>34</sup> 海軍省「海軍省人事局第一課長申継綴」（大正11年7月20日）防衛省防衛研究所史料所収

## 資料1 考課表雛形①

所管職官氏名	
族籍	陸軍出身
誕生	現官除任
進級	
戦役	
賞	
罰	
上官所見	調整官所見

乙号雛形 用紙は美濃紙 一葉にて不足するときは数葉を連続すべし

## 考課表記入事項例

職官姓名：何職，何官，爵 族籍：何府県，族，平民

陸軍出身：年月日，教導団，士官学校，候補生，誕生，現官除任

進級：年号月日，陸軍歩兵二等軍曹，何官，戦役，出身前後に関わらず簡単に  
記載

賞：章典は出身以後記載 罰：刑罰は出身以後に関わるものを記載

(防衛省防衛研究所史料所収)

新兵にとって、自らの考課に関して上官から質問され調書を取られることは快いことではなかったことが以下の記述からも窺える。新兵が中隊長から考課に関連して質問を出されて困惑した、という逸話が残されている。「考課表の材料にする 中隊長から入隊の所感と自己の嗜好物及び特有の技能を聞かれた…考課表は人物鑑定書みたいなものです」<sup>35</sup>しかし、班長は毘に掛けて本音を吐かせた結果、英文学、法律、染色、法律が得意と書くと、法律が得意だとは生意気だとして新兵はいじめられたという。

<sup>35</sup> 池田極外『苦楽新兵の生活』興成館書店大正4年291頁～293頁

## 資料2 考課表雛形②

美濃紙使用

兵科	貫族
番号	氏名
誕生	年齢
陸軍出身	
進級	
賞	
罰	
学科	
文学 漢書 作字 作文	算術 数学 幾何 代数
語学	翻訳
兵学 操典 内務	戦法学 戦略学 陣中軌典
戦役	芸術 操練 体操 射的
	馬術
	大砲射的
性質 品行 (敏捷 不敏 不勉 不正 酒癖 品行 芸)	備考

注記：明治初年、士族などの戸籍制度の一環として、出身藩にかかわらずその居住する土地をもって府県貫属とした。防衛省防衛研究所史料



個人別考課表は部隊長が保管し、個人別考課は進級名簿作成に活用される。個人別考課表はあまりに膨大であるので、そのままの形では本省に報告された訳ではない。士官以上の考課表は清書され、部隊毎に一覧表か冊子状にして、陸海軍各部局から本省の人事部に提出される。

以下は昭和18年の士官考科表であり、本人の事情欄には個人情報ももれなく記載されている。考課表意見書は海軍連隊長が記載したものである<sup>36</sup>。

### 考課意見書

連隊長 ㊦ 連隊長（調整官）㊦

考課対象者： 少佐 T・I

体格健康：頑強ナラザルモ普通ノ勤務ニ支障ナシ 腹膜炎ノ既往症アリ

性格：誠実率直ナルモ時ニ主角ヲ顕スコトアリ

統率：厳正ニシテ部下ノ掌握確實 統御ノ要ヲ会得シアリ

識見技能：階級相当ノ識見技能ヲ具備ス 軍事学ノ識見ハ概ネ良好ナリ

服務：熱心努力シ諸事積極的ナリ

総合判定：長所 積極的 短所 協調性ヲ欠ク

将来ノ見込：将来相当發達スルベシ

適任職：配属将校

本人の事情 本人：戸主 妻：後妻 養女アリ 健在 妻ハ本籍地ナリ 養女ハ保母  
養成所へ入所中ニテ本年三月卒業予定 家庭円満

本省に提出された考課表の中で現存しているものは多くはないが、以下は、昭和20年に、鎮海海軍施設部<sup>37</sup>から本省に提出された定期考課報告の事例である。

<sup>36</sup> 海軍省「士官考科表」昭和18年防衛省防衛研究所史料科所収調整官である連隊長の意見書には短所の記載はないが、他の事項はほとんど同じ記載である。

<sup>37</sup> 鎮海海軍とは現在の大韓民国昌原市鎮海区にあった海軍施設部であり、明治37年巨済島に防備隊が設置され、その後鎮海防備隊、要港部となった。

定期考課表<sup>38</sup>(鎮海海軍施設部長提出)

被考課者氏名：F・M<sup>39</sup>

接する期間：1年11か月 年齢：30歳 階級：技術曹長，特務士官，準士官

本人申告：特記なし，普通

部署：隊道コンクリート

家族構成：父母，妹，叔母健在

性行：甲中 性温和円満ニシテ注意力綿密ナリ

特技：甲中 判断力正確ニシテ注意力綿密ナリ

勤務：甲中 忠実ニシテ不断努力アリ

総合判定：甲中

調整官署名 T.N 花押 K<sup>㊦</sup>

以上は T.N 氏の例であるが，同部局において考課表を提出したものは，同氏を含めて，海軍技術曹長30名，少尉9名，合計39名であった。この部局の事例では，考課の記述は型にはまった文章であった。総合判定の結果は上記の例は甲中であるが，39名すべて，甲上，甲中のみであり，甲下，乙とする考課はなかった。考課はごくまれに乙，丙もあったであろうが，考課を低く自己申告する事は上官の職責が問われるものであり，甲上，甲中が大半であった。上記事例の考課表を受理した本省内局のトップは施設本部（本部長鍋島茂明中将），人事局（人事局長大野竹二少将）であった。

考課表の報告に関しては，陸軍省元人事局長中将額田坦は次のように疑問を呈している<sup>40</sup>。「一時期の考課表を過信するは間違いである。的確でなく過大に記入されるものがある。士官学校，陸大の考課は疑問であり，首席，成績と進級の相関関係はない」<sup>41</sup> 但し，額田は，とかく軍の人事が不明朗，不透明であり，軍人事が軍と日本を破滅させたという風説を批判し，人事は妥当なものであつ

<sup>38</sup> 海軍省「定期考課表 昭和20年7月5日 鎮海海軍施設部長」防衛省防衛研究所史料所収

<sup>39</sup> 個人情報であり頭文字のみを記入

<sup>40</sup> 『額田坦回想録』1999年8月 芙蓉書房42頁～44頁

<sup>41</sup> 同上書41頁

たと、人事局の職務を弁明した。

(2) 抜擢進級の事例

武官進級の原則は、以下のような原則があった。①級を逐って歴進させる、②実役停年を設け、各級ごとに定まった年数を超えてその階級にとどまらない。③所要の年数の隊附勤務に服した者でなければ進級させない。以上のように進級要件は常に昇進を前提とした年功序列であると言えよう。さらに、①進級のために原則として、兵科<sup>42</sup>、部を変更しない。②抜擢進級によるが、功績によって特別の進級を行うことができる、という2点が加えられる。大正5年8月陸軍武官進級令によって転兵科、転部は通算されることになった。武官進級の抜擢名簿は上官、指揮官の最も重要な職務の一つである。資料3のような抜擢名簿雛形が明治8年に定められ、以後この形式が踏襲された。

明治22年5月8日、陸軍大臣伯爵大山巖の名で出された、陸軍武官進級取扱規則第一条では<sup>43</sup>、停年順序に従って進級名簿を作成すること、抜擢官は直属の長官とすること、考課表の写しを添えて名簿を提出するとされた。進級期は毎

資料3 抜擢進級抜擢名簿雛形

抜擢名簿雛形 美濃紙使用

兵科	貫族
番号	官氏名
停年	年齢
賞功	
戦役	
性質	
罰科	
学術	

陸達第45号 明治8年9月 別紙雛形 朱書箇所を明示

<sup>42</sup> 兵科には次のものが設置された。参謀科、要塞参謀科、憲兵科、歩兵科、騎兵科、砲兵科、工兵科、輜重兵科等である。兵科を変更しても実役年限に通算される事になった。

<sup>43</sup> 陸達七十六号明治22年5月8日 明治八年七月達第二十三号 同二十一年六月陸達百二十七号達により廃止された。

年2度であり、決済期は毎年10月とされた。また、抜擢名簿作成について次のように定められた。抜擢官は第一判定官から第三判定官まで定めること、進級は同時に二名以上の場合は停年順序に従って進級する。抜擢官は上の長官とすること、抜擢名簿は考課表の写しを添えて雛形の名簿を提出することなどが示された<sup>44</sup>。

進級取扱規則と同時に考課規則も改定された。同年陸達七十六号では、陸軍武官考課表規則<sup>45</sup>が以下のように定められた。第一条では、「陸軍武官考課表ハ上長官、士官、下官ノ才能技倆其他一身上ニ係ル諸藩ノ事項ヲ詳悉シテ考課ノ用ニ供スルモノトス其要旨概ヲ左ノ如シ 一、性質、気概、体格 二、出身時ノ景況及進級ノ経過 三、勤務上ノ結果 四、学術上ノ技能及特有ノ技能 五、義務心ノ状態 六、家計ノ景況及交際ノ景況 七、既往ト現在ノ変易及将来ノ見込」毎年12月31日に「補筆、訂正し、正本、副本を置く」とあり、以後進級は先例が慣例となり、陸海軍人事部条例、同服務条例等に受け継がれた。

明治44年12月9日、勅令第285号、陸軍軍人服務令<sup>46</sup>が制定され、以下のよう  
に将校の現役停年が示された。第十七条 将校の服役には、将官の現役停年  
年齢について、大将65歳、中将62歳、少将58歳、大佐55歳、中佐53歳、少佐50  
歳、大尉48歳、中少尉45歳とされた。元帥は現役停年年齢を定めなかった。

大正5年8月14日、勅令第199号によって陸軍武官進級令が改正され、実役  
停年、抜擢、各将官階級毎の進級基準が示された。将官を除く武官の抜擢、進  
級の権限は上官将校にあるが、大権に属する将官の進級、抜擢は天皇の上旨に  
出、内旨を大臣に諭すこと、特に、大将人事については「功績特ニ顕著特旨親  
任」する事とされた<sup>47</sup>。第8条では、実役停年ニハ兵科を転ジタ年数を通算す

<sup>44</sup> 抜擢名簿雛形には、以下の項目がある。抜擢順序、進級階級、停年年月、姓名、  
前書之通抜擢者取調考課表写相添進達仕候也、年月、職官姓名、印  
陸軍大臣・姓名・殿、進級期、毎年三月三十一日まで、八月三十一日までの二度、決済  
期 毎年十月、被抜擢者 抜擢官 抜擢判定官 候補者裁決官 歩兵中隊 中隊長 大隊長・  
連隊長・旅団長 都督・師団長等

<sup>45</sup> 同上 陸達七十六号 明治22年5月8日

<sup>46</sup> 海軍人事部条例 勅令325号明治44年12月9日勅令第285号

<sup>47</sup> 第4条 陸軍武官(将官相当官ヲ除ク)ノ抜擢、進級候補ハ上官タル将官職権ニ依リ之  
ヲ選定シ其ノ上官タル将官選定ノ可否ヲ判定スルノ権ヲ有ス、将官相当官、各部准士官

る事とされた。

海軍の進級に必要な実役停年は陸軍とは以下のように多少異なっていたが、進級と停年に関する基本的な基準は同一である。

海軍武官進級令（大正9年3月29日勅令第58号）には以下のように実役停年を定めた。「第四条 海軍武官ノ進級ニ必要ナル実役停年左ノ如シ 各科少将 三年 各科大佐 二年 各科中佐 二年 各科少佐 二年 各科大尉 四年 各科中尉 一年六月 特務士官タル各科中尉 三年 各科少尉 一年 特務士官タル各科少尉 二年 上等下士官 二年四月（海軍練習航空隊飛行術練習生教程卒業ノ掌飛行兵タル者ニ在リテハ二年） 一等下士官 一年四月（海軍練習航空隊飛行術練習生教程卒業ノ掌飛行兵タル者ニ在リテハ一年） 二等下士官 一年四月（海軍練習航空隊飛行術練習生又ハ同教程卒業ノ掌飛行兵タル者ニ在リテハ一年） 戦時又ハ事変其ノ他補充上必要アルトキハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ進級ニ必要ナル実役停年ヲ短縮スルコトヲ得 実役停年ハ勤務日数ニ海上勤務日数ノ三分ノ一及海上勤務ニ非サル航空勤務日数ノ三分ノ一ニ当ル日数ヲ加算シ之ヲ算出ス」

海軍の場合、海上勤務についての次の様な規定があり、艦船種類によっても停年年限が異なっていた。「第七条 海上勤務トハ艦船ニ乗組ミ服務スルヲ謂フ其ノ艦船ノ種類ハ海軍大臣之ヲ定ム」

海軍武官進級令では、通常の進級とは別に以下のような特殊進級条項（第18条）があった。「海軍武官ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ其ノ際特ニ之ヲ進級セシムルコトヲ得 敵前ニ在リテ殊勲ヲ奏シ首将之ヲ全軍ニ布告シタル者 戦時又ハ事変ノ際殊勲ヲ奏シタル者又ハ勲功顕著ナル者ニシテ其ノ戦時又ハ事変中傷痕又ハ疾病ノ為危篤ニ陥リタルモノ 抜群ナル勇敢ノ行為アリ功績

---

及下士ノ拔擢選定及判定ニ付テハ各部毎ニ前項ノ例ニ依ル。第7条 現役将官同相当官ノ各官ニ必要ナル実役停年左ノ如シ、中将4年、少将同相当官3年、大佐同相当官2年、中佐同相当官2年、少佐同相当官3年、大尉同相当官4年、中尉同相当官2年、少尉同相当官2年、第8条実役停年ニハ兵科を転ジタ年数に通算する、第9条大尉から少佐には尉官を3年以上、大佐より少将には2年以上隊付勤務に服シタルモノ、第10条中将ヨリ大将ニ進級セシムルニハ歴戦者又ハ枢要ナル軍務ノ経歴ヲ有スル者ニシテ功績特ニ顕著ナル者ノ中ヨリ特旨ヲ以テ親任スルモノトス、第11条将官ヲ進級セシメ及大佐ヲ少将ニ進級セシムルハ上旨ニ出ツルモノトス、内旨ヲ陸軍大臣ニ論スヲ例トス

顕著ニシテ軍人ノ亀鑑トシテ海軍大臣之ヲ海軍全般ニ布告シタル者 前項ノ規定ニ依リ同項第一号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ進級セシムル場合ニ於テハ第二条ノ規定ニ拘ラス特ニ二階級之ヲ進級セシムルコトヲ得」, とある。また, 第二十三条<sup>48</sup>では, 召集解除した場合, 危篤, 死後においても進級があると定めた。

以下は, 横須賀鎮守府司令長官<sup>49</sup>から海軍省人事局に提出された佐官, 尉官進級拔擢名簿<sup>50</sup>と拔擢順序である。海軍武官進級令(大正9年3月29日勅令第58号)では実役停年は中佐2年, 中尉1年6月であったが, 横須賀鎮守府司令長官から, 拔擢順序と実役停年を記した, 次の様な進級拔擢書が提出された。

横須賀鎮守府 / 佐官・尉官進級拔擢名簿

拔擢順序	実役停年	階級	氏名
一	2年7か月16日	中佐	Y
一	1年5か月11日 8か月	中尉	E

海軍省 昭和18年 防衛省防衛研究所史料(8か月の者は階級, 氏名の記入なし)

この年の横須賀鎮守府尉官進級拔擢名簿では, Y中佐は当該階級の実役期間が2年を上回るが, E中尉は20日不足している。しかし, 2人とも1番の順位で進級を推薦しているが, 実役8ヶ月のものは推薦していない。以上の拔擢進級推薦書は実役停年満了者を推薦している事例である。戦時下である昭和18年の時点においても現場は尉官, 佐官の進級に関して積極的に拔擢名簿を提出した。

<sup>48</sup> 危篤ニ陥リタル際第十八条, 第二十一条又ハ前条ノ規定ニ該当スルニ至リタル者ニ対シテハ其ノ死歿ノ後ト雖モ特ニ危篤ニ陥リタル時ニ遡リテ之ヲ進級セシムルコトヲ得

<sup>49</sup> 横須賀鎮守府とは神奈川県横須賀市にあった海軍の鎮守府である。明治17年東海鎮守府が横須賀に移転され横須賀鎮守府と改称した時にはじまり, 昭和20年11月に廃止された。鎮守府は海軍の根拠地として艦隊の後方を統轄した機関

<sup>50</sup> 海軍省「昭和18年文武官進級増俸関係録」防衛省防衛研究所史料所収

### (3) 進級の停滞と早期除隊

上記の例は中佐、中尉の進級に関する抜擢であるが、大佐から少将への進級は重要な進級人事であった。上記陸海軍陸海軍武官進級令においては、実役停年2年となっているが、大佐から少将への進級は停滞し、大佐整理、即ち早期除隊にむけて誘導する事が人事部の重要な課題であった。陸海軍本省においても大中佐整理が重要な課題であった。「昭和5年中佐整理海軍人事局長説明草稿」では次の様に記されている。「戦艦比叡艦長 金剛艦長 正直、几帳面、至誠、奉公、だが意気に乏しい。事務的才至誠、奉公の風あり」<sup>51</sup>として海軍艦長の人事評価を個別に行い、大佐から将官への進級を抑制しようとした。

海軍本省人事局進級会議において、個人別の考課に基づき進級を決定した。特に大佐から少将への進級は最も重要であった。

M・Y大佐の評価と勇退について人事局長は以下のように述べた。「Y大佐ハ前年呉国在勤中ニ酒ノ上デ不謹慎ナルコトアツテ以来毎年進級会議度毎、其人物ヲ批判サレタノデ水雷兵器ニ造詣ガ深ク…其後立派ニツトメアゲラレ村瀬級モ数ノ上カラモ整理ヲ必要トスル今日デアリマスカラ今度少将ニ進級スルヲ機会ニ勇退セシメラルヲ宜シカラント思フ」<sup>52</sup>

下記文書は、大佐から少将への進級が4年大佐までに完了していたが、「支那事変」以後士官が増加した結果、5年、6年大佐が多くなったことを人事局長は明らかにし、不進級者は重要ポストに配置せず不進級を本人に自覚させるよう考慮せよと述べている。「大佐級ノ整理ハ従来四年大佐迄ニテ概ネ完了シ大佐以上ハ少将進級予定者トナス方針ナリシモ、シナ事変後五年大佐ヨリ六年大佐ニ進ムト少将進級予定者ノミヲ残スガ如ク変更セラレ、更ニ昨十五年ニハ少将進級ノ見込無キ者モ整理ヲ延期シ六年大佐ニ残シタリ（其ノ理由ハ要員ノ増加ト戦時即応ニ在リキ）然シ同列者ガ少将ニ進級スルニ、現役ノ大佐ニ残シ置クハ好マシカラズ、六年大佐ノ司令官モ相当出来ル状況ニ於テ、先後任順序指揮権ノ関係等復（複）雑トナル惧モ有ル故、少将不進級ノ六年大佐ハ過日予備

<sup>51</sup> 海軍省「海軍人事局長説明草稿 大中佐整理」昭和5年防衛省防衛研究所史料所収

<sup>52</sup> 海軍省「海軍士官人事ニ関スル局長説明」大正12年～昭和8年 海軍省人事局長「昭和14年海軍人事局長口述覚」防衛省防衛研究所史料所収

役編入即日召集トナレリ、十七年度ニ於テモ六年大佐ノ内ニ少将不進級ノ予定者が含マレアリ、此等整理延期者ハ重要ポストニ配置スルヲ避ケ、自然ニ不進級ヲ自覚セシムル如ク考慮セリ」<sup>53</sup>

以上の様に、日中戦争以降、司令官以上に関しては、武官進級令が有名無実化していたことになり、6年大佐が多くなったと述べている。ところが、以下の海軍省文書「大佐級ヨリ少将級へ進級について」（海軍省人事局長文書）では10年以上の間大佐級身分である者が常態化していた事を示している。「将官勅任サレト言フコトハ、武人ノ最モ荣誉トスル所デアリ、生涯ヲ通シテ駕殊過ニ欲スル身分デアル以上、其人撰ニハ最モ厳密ナル詮衡ヲ必要トスルハ申迄モナイコトデアリ…苟クモ少将ニナル位ナ時ニハ各 class ヲ通シテ凡ソ大差ノナイ分割ニ条レバ上等スアリマスガ、一方デ定員トノ関係モアリ、又兎角 class ニ依テ出来不出来モアリマシテ必ズシモ平等ハ望ミ得ナイ…十年大佐二十三名ガ全部進級スルト致シ又明年モ十一年大佐二十一名ガ全部進級致シマスシテ、中村、波多野、村瀬、今村トイウ四 class ガドンナ結果ニナルカトイウコトヲ調べテ見<sup>マ</sup>マス」<sup>54</sup>、と海軍省人事局は次の様な資料(表12)を進級会議に提出した。

今村(信次郎)クラスとは海軍兵学校30期卒業生(明治35年卒業)を指す、村瀬(貞次郎)クラスとは29期(明治34年卒業)、波多野(貞夫)クラスとは28期(明治33年卒業)、中村(良三)クラスとは27期(明治32年卒業)を指し、大佐時における期別優秀卒業生名をクラス名としている。ただし兵学校首席卒業生で大將になった人物は、27期中村良三のみであり、少将以降において進級が逆転した。その他、大將、元帥に昇進した人物は、27期の末次信正、28期の永野修身、29期の高橋三吉・藤田尚徳・米内光政、30期の百武源吾であった。同表の“有効”とは少将への進級可能な割合を示す。「明年以降モ大抵17~18%ノ見込」という記述から、海軍兵学校修了者のうち大佐から少将への進級について、海

<sup>53</sup> 海軍省「海軍人事局長申継覚」島本大佐整理一件 昭和16年10月防衛省防衛研究所史料所収

<sup>54</sup> 海軍省「昭和14年海軍人事局長口述覚」「海軍士官人事ニ関スル局長説明」防衛省防衛研究所史料所収



表12 大佐から少将への進級会議資料（海軍省人事局長提出）

Class 別	今村	村瀬	波多野	中村
全員	187	125	105	113
少将	33	17	20	22
少将／全員（%）	17	14	19	19
有効（%）	19	13	14	14

明年以降モ大抵17～18%ノ見込

海軍省 昭和14年人事局資料 防衛省防衛研究所史料（有効とは進級可能者を示す・筆者）

表13 進級者抜擢表

進級者抜擢図例第一（下士官）

	被抜擢者	抜擢官	抜擢判定官			候補者判決官	除任官
			第一	第二	第三		
職務別	歩兵中隊	中隊長	大隊長	連隊長	旅団長	都督・師団長	連隊長
	憲兵隊本部	副官		隊長	司令官	陸軍大臣	司令官
	近衛師団司令部	高級副官			参謀長	都督・師団長	参謀長
	陸地測量部	副官		部長	参謀次長	参謀総長	部長
	士官学校本部	高級副官		校長	学校監	監軍	校長

進級者抜擢図例第二（尉官）

	被抜擢者	抜擢官	抜擢判定官			候補者裁決
			第一	第二	第三	
職務別	大隊司令部	連隊長	旅団長	都督・師団長	陸軍大臣	親裁
	旅団司令部	旅団長		都督・師団長	陸軍大臣	親裁
	陸軍省副官	陸軍次官		陸軍次官	陸軍大臣	親裁
	参謀本部副官	参謀次長	参謀次長	参謀総長	陸軍大臣	親裁
	陸軍省会計局	会計局次長		会計局長	陸軍大臣	親裁

進級者抜擢図例第三（将官）

	被抜擢者	抜擢官	抜擢判定官		候補者裁決
			第一	第二	
職務別	旅団副官	旅団長	都督・師団長	陸軍大臣	親裁
	陸軍省副官	陸軍次官		陸軍大臣	親裁
	参謀本部	参謀次長	参謀総長	陸軍大臣	親裁
	砲兵会議	砲兵監	監軍	陸軍大臣	親裁
	士官学校	将官学校監	監軍	陸軍大臣	親裁

佐藤亀城編『軍用公文書式』1909年4月

軍人事部による見込が示されている。人事部は将官への進級は大差なく進級することを狙っていたが卒業年次ごとのバラツキがあり、定員枠年次ごとの“出来不出来”（人事考課上の）が問題であった。以上の様に海軍の場合、佐官から将官への進級は、同資料を見る限り陸軍より広き門であったが、年功序列と考課を併用した進級人事が行なわれていた。

戦死者が特進することは一般化していたが、昭和初期において戦死者が急増し、生死不明の者が多くなった事によって、海軍は次のような達を出した。戦死発表ニ関スル件申達「国内輿論指導ニ及ボス影響ヲ考慮シ之ヲ行フモノトス」<sup>55</sup>、陸軍も進級については、「死亡認定不明共取扱慎重ヲ期ス」<sup>56</sup>、いずれも人事局から起案した達であった。

海軍大臣は昭和4年、海軍進級会議において以下の様に挨拶した。大臣原稿を書いた人物は内局の人事課長である。「定員現員ト予算ノ関係カラ申シマスト各科各級ノ進級員数ハ相当緊縮方針ヲ採ルノ必要モアリマスノデ種々研究致シマシタ…整理淘汰ニ就キマシテハ人心ノ安定ヲ考慮シマシテ出来ル限り少数ニ留ムルコトニ努メタ」<sup>57</sup>

昭和14年、海軍人事局長は肥大化した組織を整理する案件について以下のように述べた。「此度ノ行政整理ニ於テ本省其他部ノ制度ヲ改メラレ、又予備組織ヲ整理サレタリ、又廃棄処分ヲ致シマシタ結果各部ヲ通シテノ定員減ハ士官142名、特務官・準士官116名、下士官兵2,202名、合計2,578名」<sup>58</sup>

元陸軍人事局長は考課と進級の実態について以下のように述べた。「大尉以上には各兵科ごとの階級人員が算定されており、欠員があると他に関係なく進級した」<sup>59</sup> 規則上の実役停年は、中将4年、少将3年、佐官2年、大尉4年、中少尉2年であったが、停年に関係なく陸軍の将官への進級は停滞した。中少

<sup>55</sup> 海軍省「海軍省人事局長申継覚」人事局長「各海軍人事部長 戦死発表ニ関スル件申達」防衛省防衛研究所史料所収

<sup>56</sup> 陸軍省「二階級進級法制」昭和15年9月14日陸達63 海軍省昭和16年1月26日海達11号

<sup>57</sup> 海軍省人事局「昭和4年進級会議 海軍大臣口達覚」防衛省防衛研究所史料所収

<sup>58</sup> 海軍省人事局長「昭和14年海軍人事局長口述覚」防衛省防衛研究所史料所収

<sup>59</sup> 前掲『額田坦回想録』41頁、48頁

表14 海軍兵員採用状況（昭和16年）（人）

	志願者	採用者
昭和8年	64,890	7,534
10年	55,605	7,165
12年	56,540	8,924
14年	48,901	11,480
15年	50,869	15,963
16年	63,016	26,692

「海軍省人事局綴」防衛省防衛研究所史料

尉の進級の実態は9年～10年、大尉は8年～10年という状況であった。

最後の陸軍人事局長であった額田坦は、進級停滞の最も主要な要因は、定員制によるものであると考えていた。陸軍の昭和10年における将官の予算上の定員は大將13人、中將57人、少將131人であり、この数が人事計画上、進級、退職数の基準であったと額田坦は述べている<sup>60</sup>。確かに、大戦末期における将官の実役停年は規定より大幅に伸び、昇進が遅れる事が当たり前となっていた。その主要な要因は定員の制限というより、戦線拡大により佐官以下が激増したことによるものであったと言うべきであろう。陸海軍とも定員令があったが、補欠人員をおくことができるために、下士官の充足には支障がなかった。

海軍定員表（明治30年）では、第3条 補欠員トシテ艦船内定員ノ100分ノ20以内ノ人員ヲ置クコトヲ得、とある。昭和17年11月、海軍占領地士官技術科現員定員表<sup>61</sup>によれば、現員3638人に対して定員は1589人であり、定員の2倍以上の実員を抱えていた。また海軍志願兵は採用者の数倍の水準であり、陸軍同様に定員補充について支障は生じていなかった。

陸海軍は予算要求に絡み、将官の整理を行う一方で、常に要員、士官の不足を上奏し、増員要求を行った。昭和11年の記録によれば、尉官代用が増加し、必要要員に対し800名が、士官は1,000名が不足であると海軍大臣は発言した<sup>62</sup>。

<sup>60</sup> 同上書46頁

<sup>61</sup> 海軍省「海軍省人事局長申継綴」昭和17年防衛省防衛研究所史料所収

<sup>62</sup> 海軍省「昭和5年海軍人事局説明草稿」防衛省防衛研究所史料所収

その草稿を書いたのは人事課長であった。

戦時下における戦費の過半は、糧食費を含む兵士の派遣経費であり、下士官の増加に比例して高官数が増加した訳ではなかった。

#### (4) 武官の職能的人事評価の枠組み

武官の人事管理は、軍の階級すなわち将官、佐官、尉官、准士官、下士官の区分と、親任官、勅任官、班任官、官吏外の現業・非常勤職員官など任用による区分、1等官から17等官に至る官吏階級制度と、叙勲による勲等制度という四種類の職能と職階を組み合わせたものであった。日本の武官人事制度は、硬直的な年功序列や情実人事を避け、厳正な人事考課によって人事評価を行うことを目指すものであった。

日本の武官制度が職能的という所以は、階級ごとに職務能力を評価し、武官を格付けする事による。その中心に人事考課があり、進級、異動、配置によって組織の活性化が図られた。考課は上意下達ではなく、以下に述べるように“衆議”の結果が上奏され、裁可された。将官と雖も奏任官である部下達によって評価され、進級が決定された。

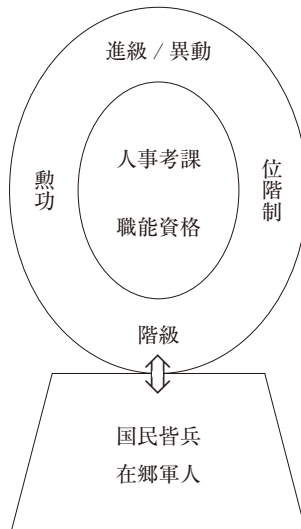
戦時においては、戦地における直接的な武功が大きな考課のポイントである。しかし特段の武功がなくとも統率力、識見、胆力などが優れ、学歴、軍歴を積みめば、将官になる可能性があり、大将人事にさえも叙勲や爵位が必須の要素ではなかった。無論、武功が叙勲と進級に繋がった例も多いが、武功は戦死に繋がり、死後特進が多かった事も武官ならではの特徴である。戦時、平時を問わず年間2度の人事考課と“衆議”による進級会議の決定が重要な意味を持った。武官の職能資格制度の枠組みを図5に示した。但し、日本の陸軍と海軍は全く別の官僚組織であり、同図は本来2つに分割して描かなければならない。

高級武官職能資格制度の枠組の特質は、第1に、資格と役職の分離である。武官の定員は予算によって決定されている。役職ごとに必要な年限を経ないと上級階級に進級できないが、必要年数を経ても進級できない事が、佐官以上は特に顕著であった。資格、役職を組み合わせた高級武官人事の枠組みは、組織経営の視角からみても整備された仕組みであった。第2に、評価基準は当該階

級における任務遂行能力であるが、各階級、職階によって停年年数があらかじめ決められており、士官学校卒業年次を基準とする年功序列を前提としていた。その上で進級すべき階級が定員を満たし、過員になった場合において退役が勧告されるという厳格な人事管理が行なわれた。これは今日の官僚の人事管理まで継承されている。第3に、後方支援、前線、内局を問わず進級、異動は行われたが、参謀科、憲兵科、歩兵科、騎兵科、砲兵科、工兵科、輜重兵科などの兵科別による専門職化の傾向が見られ、それぞれ専門職としての考課が進級にとって重要な意味を持った。

日本の武官制度の枠組みは、国民皆兵と高等武官制度を早期に採用する事によって、国民を職能によって統合するに等しかった。軍組織を人体に例えれば、国民は手足であり、将官は頭脳であった。軍は国民によって支えられているとはいえ、歴然たる階級格差が存在したが、それは日本の位階制による身分秩序に根ざしたものであった。昭和初期において、皇軍の権力とアジアへの支配権が拡大すると、軍は組織改革と近代化の必要性、統帥権の統一を実現させるという課題が顕在化した。それは天皇親裁という憲法の原則と、それを実際に運

図5 武官の職能的人事評価の枠組み



用する際の矛盾でもあった。以上に示した武官の職能資格的人事評価の枠組みは、最終的には天皇親裁によって決定されるものであった。次節にそれを示そう。

## 6. 人事大権のシステム

### (1) 人事親裁のシステム

天皇大権の中で文武官人事は、憲法第10条、第11条による最も基本的な大権であり、親裁が憲法の原則である。統帥に殊の外熱心に取り組んだ明治天皇は、1,000名を超える陸海軍高官名を記憶したといわれる伝説は強ち嘘ではなからう。特に軍に関する上奏は明治初年から帷幄上奏<sup>63</sup>とされ、文官が関与できない聖域であった。

人事大権に関する天皇親裁の文書書式は公文令、公式令によって厳格に定まっていた。明治以降高官（特に陸海軍）の人事は、天皇の内意を事前に何う内々奏を行って、“天機”が悪くない事が確認できたなら内奏され、しかる後に、奏上、裁可に至った。

階級別人事の上奏、裁可の実態と運用に関する、陸海軍高等官人事の親裁システムを図6に示した。

従来天皇は、政務、軍務、人事に関して百官に委任し裁可するだけの存在とみなされてきたが、事實は異なる。特に親任官と近衛兵、侍従武官等の重要人事については、内々奏をして天皇の意向を聞いた後、内奏を経て最終的に上奏、裁可される。いずれの文武官の人事に関しても、天皇への上奏、裁可の後辞令書が渡されるが形式的なものではなく、実質的に人事大権を行使してきた。昭和天皇の場合、張作霖爆殺事件時における田中義一首相への叱責と辞任要求、2・26事件後の大将以下の肅清は天皇の意向を受けた人事であった<sup>64</sup>。特に天皇

<sup>63</sup> 帷幄上奏という語自体が中国由来の物語である。中国歴代王朝では、兵権は政務の官吏が関与できない皇帝の聖域とされた。『史記・高祖本紀』によると「夫運籌帷幄之中，決勝千里之外，吾不如子房」劉邦は、帷や幄をめぐらした中において作戦をたて、千里の外の敵を破る事は、吾子房に及ばずと述べた。ここから「夫運籌帷幄之中」という物語が好んで使われるようになり、謀議する意に広く使うようになった。

<sup>64</sup> 本庄繁「二十日朝松平宮相ヨリ、取扱錯誤ノ御詫ト共ニ、改メテ新武官長トシテ、宇

が統帥権者としてその実力を軍内外に示した事件は2・26事件であった。

大将に留まらず侍従武官長、事件への関与が疑われた山下少将などは謁見が許されず、内局に戻ることはなかった。2・26事件の責任問題は将校の処分に留まらず、参謀本部と近衛聯隊の廃止までも天皇に伺いを立てた。就中当事者の部局である近衛聯隊の再編について、3月17日、陸軍大臣、参謀総長が連名上奏し、未曾有の不祥事への肅軍を約すと、天皇は「ソレデ宜シイ、尚ホ、将来ヲ戒シメル様ニセヨ」<sup>65</sup>と述べたと伝えられている。この決着は統帥者としての実力を示した事件であり、すでに統帥権者としての昭和天皇の権威は明治天皇を凌駕していたと考えられる。

親任官と近衛兵だけではなく、重要な軍人事に関しては、上奏の前に、内奏、さらに内奏の前に内々奏が行われ、天皇の内意が確認された後に上奏される。重要人事の場合には内々奏の前に上聞がある<sup>66</sup>。一旦上奏されると裁可されるのが普通であるが、上奏を裁可されない事例があったことが、『侍従武官長奈良武次日記』に記されている。上奏、裁可の形式のみに着目すれば、あたかも天皇は百官の意のままの存在に見えるが実態は違っていた。天皇は衆議に従う形式的な象徴ではなく、高官からの上奏に対して常に自らが判断をして裁可していた。また統帥部も天皇への上奏、裁可を儀式的なものに見なしてはいなかった。上奏、御下問に際して、統帥部は天皇からのあらゆる質問を想定して御下問案を準備したことが「上奏時御下問綴」<sup>67</sup>に記されている。

高官人事などの重要事項については上奏の前に内奏、内々奏によって天皇の意を確かめ、しかる後に上奏した。特に武官親任官や武官側近人事については侍従武官を通じて内々奏が行われていたことが『侍従武官長奈良武次日記』に

---

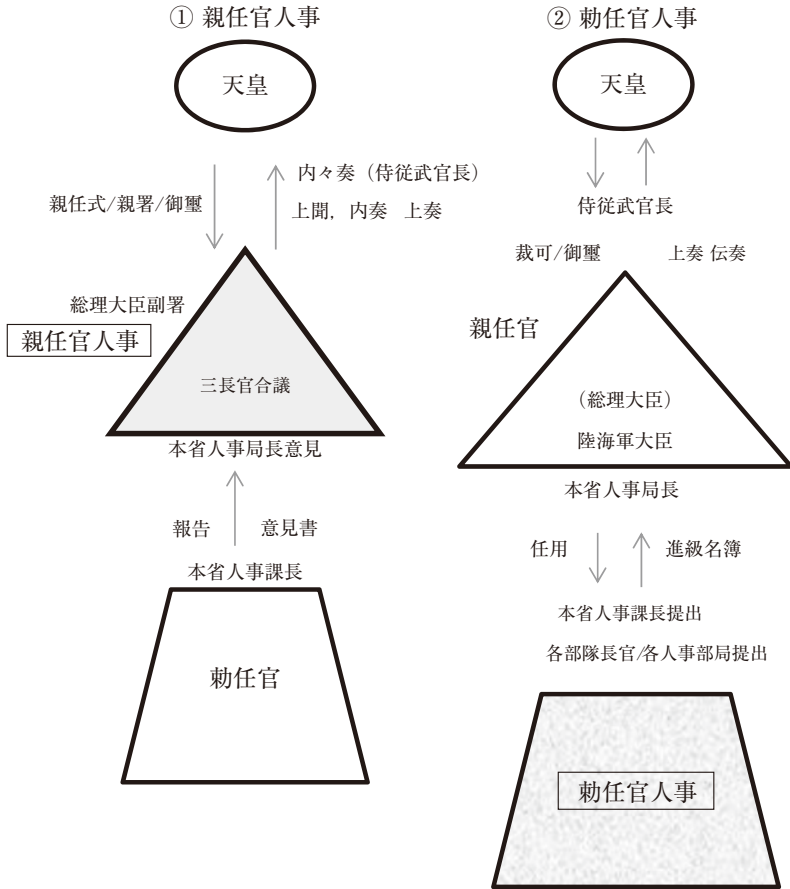
佐美中将ヲ内々奏シ、御許シヲ得、此日午後二時、陸軍大臣参内、事変責任者タル近衛、第一兩師団長以下、各引責者ノ人事内奏ヲ為ス」『本庄日記』原書房昭和50年11月298頁

<sup>65</sup> 同上書291頁

<sup>66</sup> 教育総監人事は内奏の前に上聞(奏聞)される事が普通であった。『侍従武官長奈良武次日記』184頁

<sup>67</sup> 陸軍参謀本部第二十班「自昭和十五年十一月至昭和十六年十一月 参謀総長上奏時御下問奉答綴」防衛省防衛研究所史料所収 但し別稿に譲るが、「同綴」は当日の奏上を正確に記録した文書ではなく、第二十班が後日公開されることを前提にして、上奏時の記録を加筆、修正した可能性が高い。

図6 軍高官人事の親裁システム

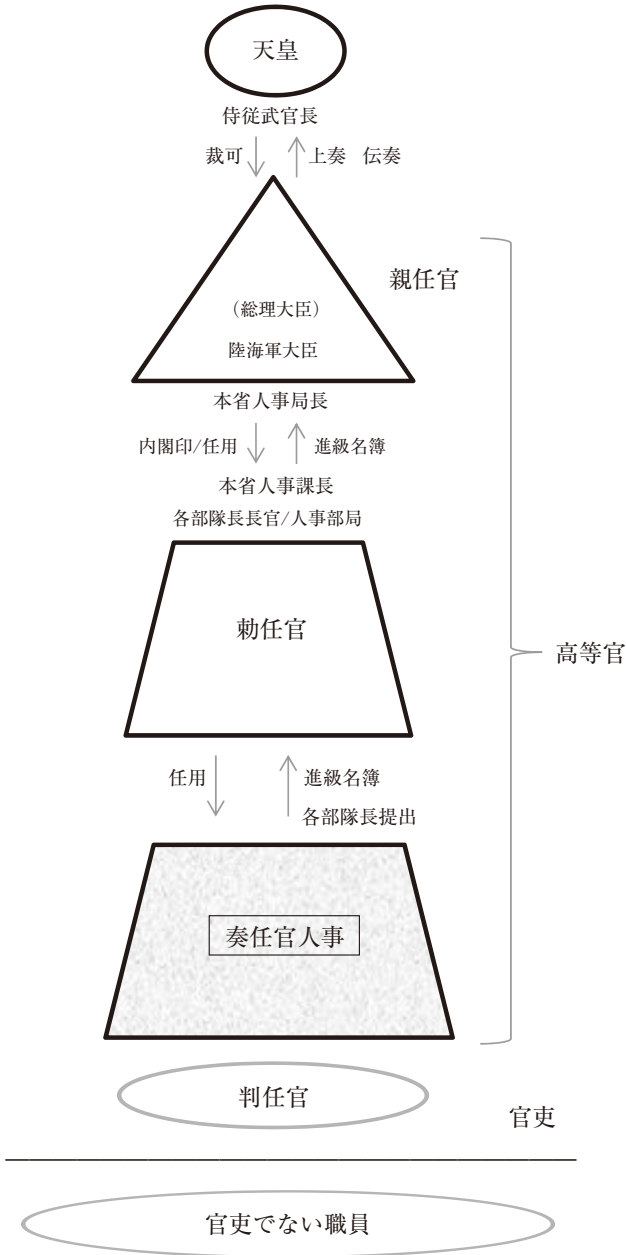


記されている。また『昭和天皇独白録』のなかで一般政務の他に、将官人事や国務大臣の人事に関しても、私は〇〇を大臣にしたい、あるいは後任に命じたと明確に人事権を行使したと述べている<sup>68</sup>。

<sup>68</sup> 昭和14年阿部内閣成立時の天皇の発言「私は梅津(美治郎)又は侍従武官長の畑(俊六)を陸軍に据ゑる事を阿部に命じた。』『昭和天皇独白録』文芸春秋1995年7月53頁, 昭和15年「こんな大臣は困るから私は近衛に松岡を罷める様に云った」同上書68頁, 「私は米内を大臣にし度いと思ふ旨を答へた」, 昭和19年小磯内閣時「私は末次の総長(人事)に反対した」同上書115頁, 鈴木貫太郎首相就任受諾について「私がすゝめたら承知し



③ 奏任官人事と官吏階級



以下は制度化された任用事例と人事上奏事例である。

親任官任用の場合の形式は、親任式が行われる任命辞令書は特別である。親任官の辞令書には御璽だけではなく、天皇による親署と内閣総理大臣が副署した辞令書が、親臨のもとで内閣総理大臣から渡される。その際親臨によって親任式を行う場合と、簡略化して行わない場合があった。勅任官の場合は御璽と内閣総理大臣によって署名され、奏任官の場合は内閣印のみを附す。

以上の武官人事の進級、昇進への選考には内閣総理大臣は全く関与しないにも拘わらず、親任官人事には内閣総理大臣が副署を行い、勅任官、奏任官人事に関しても、内閣印が附され、手続き上は文武官人事に違いはない。しかし、武官人事に関して内閣総理大臣の副署や印を要するが、文官は、内閣総理大臣、内大臣といえども武官人事には全く関与する事がなかった。内閣総理大臣の副署や押印は形式的なものであり、軍令同様に人事も独立していたとみなすことができる。

公文式(明治19年)では、勅令は閣議を経て後、全て内閣総理大臣から天皇に、上奏、裁可された後、内閣総理大臣の副署を要した。明治22年に改正された公文式では、省の専任事務に属する勅令の裁可については主任大臣の副署だけでよく、内閣総理大臣の副署は要しなくなった。一般行政事務に関わる勅令には内閣総理大臣と主任大臣がともに副署するとした。ただし、軍の勅令は、内閣制度成立前からの慣例に則り、公文式に捉われず、閣議を経ず陸海軍大臣が上奏したものが裁可され、陸軍大臣が副署する事により成立していた。ところが、明治40年、公文式から公式令(明治40年勅令第6号)に改正され、勅令などあらゆる上奏事項は内閣総理大臣の副署が必要となった。公式令では以下のように記されている。第七条 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス 2 前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス 以上の様に帷幄上奏による勅令を含む全ての勅令に、内閣総理大臣の副署を要することになったため、軍は従

---

た」同上書129頁、「私は外相には重光がよいと思った」、小磯内閣成立の時「陸相推薦の為、陸軍三長官会議を開いた。梅津が山下、阿南を推薦した」東条は山下に反対して自分が留任した。(『独白録』では東条が山下奉文の陸軍大臣への就任に強く反対して自ら就任したとされているが、天皇の意を汲んでのことだった可能性が高い) 同上書131頁

来通り陸軍大臣の副署だけで済むように、帷幄上奏による裁可の形式を守ろうとした。軍は軍令第1号「軍令ニ関スル件」によって、軍令、軍制については従来の慣行と同様、軍の専決事項であると宣言した。同軍令第1号は明治40年9月に公布・施行され、軍令について規定した<sup>69</sup>。軍令のうち公布を要するものは、天皇の親署と御璽、陸海軍大臣の副署を必要とし、内閣総理大臣の副署は不要とした。以後、軍令、軍制に関する勅令は、文書面でも、それまでと同様に帷幄上奏がなされた。

ただし、一般行政事務に属する軍官吏の官記は、議会を通過する軍政事項の裁可には内閣総理大臣の副署が必要であった。公式令第14条には以下の様に記されている。

第十四条 親任式ヲ以テ任スル官ノ官記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

2 内閣総理大臣ヲ任スルノ官記ニハ他ノ国务大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ任スルノ官記ニハ内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

3 前二項ニ依ルモノノ外勅任官ノ官記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

4 奏任官ノ官記ニハ内閣ノ印ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス宮内官ニ付テハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

上記の官記に関する公式令は、文官人事の場合には全く違和感がないが、武官人事に関して、内閣が関与することは形式のみとなり、文武官ともに違和感を持ち続けたであろう。

軍令のみならず、軍制、軍政においても陸海軍の独立は明治初年からの慣例であり、大権に属する人事に文官が関与することはあり得ないことであった。従って将官の官記に内閣総理大臣の署名が付されることは、形式的事項にすぎなかったが、軍はその形式にさえもこだわり続けた。

<sup>69</sup> 朕軍令ニ關スル件ヲ制定シ之カ施行ヲ命ス御璽 明治四十年九月十一日陸軍大臣寺内正毅海軍大臣齊藤實軍令第一號 第一條 陸軍ノ統帥ニ關シ勅定ヲ經タル規程ハ之ヲ軍令トス 第二條 軍令ニシテ公示ヲ要スルモノニハ上諭ヲ附シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ陸軍大臣軍大臣年月日ヲ記入シ之ニ副ス 第三條 軍令ノ公示ハ官報ヲ以テス 第四條 軍令ハ別段ノ施行時期ヲ定ムルモノノ外直ニ之ヲ施行ス

## (2) 陸海軍本省と親裁

人事親裁の形式を分類すると、親任官人事は、親任式を行う場合と、親署、御璽の場合がある。勅任官人事は裁可、御璽である<sup>70</sup>。奏任官人事は上奏、裁可だけである。いずれも本省人事局からの報告によって、陸海軍大臣を介して上奏される。その際本省人事局長の報告原稿は人事課長が草稿を書く。本省人事課は親任官人事に関しても意見を言うことができ、そのことが重要な意味を持っていた。課長は奏任官の意見を取りまとめるのみならず、進級草案を作る。課長の上司である親任官の進級に関しても、人事局長に対して意見を言い、そのことが人事局長による親任官推薦に大きな影響を与えた。従って本省人事課長は影の上奏者といっても過言ではない。

人事のみならず、政策、予算、作戦等すべての重要政策に関して、草案起草者、立案者としての本省課長の権限は大きかった。日本の官僚組織はトップ下と、台形上部の事務局官僚が大きな役割を持っている。日本の官僚構造が台形型といわれる所以はそこにある。

海軍省内局が作成した「海軍省人事課長中継」<sup>71</sup>なる文書には、本省人事課、人事局内規として、進級人事事項すべてと人事行政すべてを管掌し、人事局第1課長は、海軍武官任用委員、武功調査委員、文官普通懲戒委員など人事に関する約20もの委員を兼務し、人事全般を仕切っていたことが記されている。その他海軍人事内規には、この年「侍従武官ノ交代」を3年として規則作成するよう先例集へ入れた。同文書には、人事課長が大臣の挨拶案草稿を書き、これを人事局長が決済したことも記されている。その内容は、進級会議の席上発言において尉官代用が増加し、必要な要員に対し不足しているというものであった<sup>72</sup>。それらの進級会議における大臣発言を起案したのは人事課長であった。このような官僚の実務、起案から決済までの形式は今日まで通常の役所業務と同様であり、陸海軍本省が特別ではなかった。課長が起案し、局長が決裁

<sup>70</sup> 官記には御璽が鈴されるが、叙記には御璽（天皇御璽）ではなく國璽（大日本國璽）が鈴されることが慣例であった。

<sup>71</sup> 海軍省「海軍省人事課長中継」昭和14年 防衛省防衛研究所史料所収

<sup>72</sup> 海軍省「進級会議大臣口達覚」人事課長による大臣発言原案（昭和11年11月）防衛省防衛研究所史料所収。

した人事案を陸海軍大臣が進級会議で報告して決定され、上奏、裁可される。その事を以て官僚による専横とは言えず、人事の大権は最高決定者である天皇にあり、親裁が貫かれていたことは言うまでもない。軍官僚による人事の濫用が行われることはシステム上あり得ないことであった。一方で、親任官、将官や側近の人事に関しては、統帥者である主上（天皇）の意向が重視された。後述するように、天皇の意向は侍従武官人事に関しては特に重要であった。主要大臣、大将、司令長官などの親任官人事に関しては天皇の意向が重視されたことは、額田坦をはじめ多くの人物が語っており、天皇自身も『独白録』において語っている。

将官の任官、進級、転職、退職、予備役編入はすべて上奏、裁可を経るのが原則であり、天皇大権に属する。後年、元陸軍人事局長額田坦は、佐官、尉官など奏任官は便宜上大臣への委任事項となっていたと述べているが、数万名に及ぶ人事をすべて個別に天皇が裁可する訳ではない。しかし、あくまで便宜上大臣に委任するよう見えるだけである。人事における親裁は儀礼的、形式的なものではなく、実質的に親裁が行なわれていた。

採用、進級人事に関して、本省人事部局中枢にいた額田坦は以下のように述べている。「進級および将官の人事についてはあらかじめ大臣からいちいち内奏し、ご内意を伺った上でさらに書類をもって上奏し御裁可を得ることとなっていた…かつて明治天皇は殊の外軍事にご熱心で特に関心が深く、伝えられるところによれば、おおむね在京の陸軍少佐以上の人事をご承知であったと承る…明治天皇は、大臣の将官人事内奏にあたり、しばしば詳細なご下問やご意見があり、さらに書類上奏にあたって、お気に召さぬ箇所があると何日間でも上奏書類をお机の中に放置されていたと伝えられる」<sup>73</sup> これには省部協定があり、将官の人事は3長官の協議決定によると額田は述べている。さらに額田坦は以下のように述懐している。大将人事上奏にあたって、大臣の管掌事項であるが、現実には、奇数の3長官（陸軍省、参謀本部、教育総監部）の合議が慣

<sup>73</sup> 前掲『額田坦回想録』41頁、将官人事を上奏する前に、三長官会議を行うことが上奏のための人事案決定の際、慣例となっていたことは『奈良武次侍従日記』にも記されている。

例となっていた。人事局長はこの会議の原案を作成する。ただし、侍従武官長は内大臣から内奏する。2・26事件後の人事について、額田坦は、本庄繁大将の後任侍従武官長はについて「お上（天皇）は蓮沼中将をご希望」<sup>74</sup>であり、“御上の御信任”が篤い蓮沼中将を中心として、紆余曲折があり、3候補から選出した。しかし、「山下中将の軍司令官親任」<sup>75</sup>という人事上奏案が裁可されないことがあり、2・26事件を天皇が誤解した事によるものだった、と述べている。天皇は2・26事件の皇道派黒幕に山下奉文がいるとして、終始山下中将を遠ざけたとされているが、額田の回顧録でもそれが裏付けられている。

『侍従武官長奈良武次日記』には、侍従武官が取り次いだ武官親任官任用が記されている。同日記の記述に依拠して、昭和初期の武官人事親裁モデルを図7・8に示した。侍従武官長と複数の侍従武官府は選りすぐりの将官を抱えた、明治初年から設置された一つの武官府であった。侍従武官などの側近は、天皇という尊称は用いず、御上、聖上という尊称を用いた。侍従武官長は天皇の内意に合致する陸軍中将から選ばれ、侍従武官には陸海軍将官が任用された。侍従武官長は、陸海軍大臣、総理大臣を経て任用される、天皇にとって、最も重要な武官人事であった<sup>76</sup>。

重要な高官人事は裁可に至るまで以下の手順を経て上奏に至った。1. 親任官以外や宮中武官を除く人事は、人事部局等から侍従武官を通じて天皇に直接、上奏、裁可されるか、もしくは侍従武官長を通じて伝奏、裁可に至る場合がある。2. 親任官、宮中武官は侍従武官を経て天皇の内意を伺い、しかる後、上奏、裁可されることが多い。3. 特に重要な側近の人事、例えば侍従武官長<sup>77</sup>、参謀総長・軍令部総長など統帥部人事の場合、内意を伺い、内々奏の後、内奏、上

<sup>74</sup> 同上書92頁

<sup>75</sup> 同上書95頁

<sup>76</sup> 大正期から仕えた奈良武次は、昭和天皇にとって最も信頼がおける武官長であった。後任の本庄繁は2.26事件後に退任したが、就任当時から本庄の人事に天皇は難色を示していた。「武官長後任御内意を伺ひしに、本庄に就いては御懸念あり」昭和8年2月21日(火)『侍従武官長奈良武次日記・回顧録第三巻』514頁

<sup>77</sup> 明治初年以降、侍従武官長は陸軍出身(中・大将)が慣例であった。「侍従武官ハ天皇ニ常侍奉仕シ軍事ニ関スル奏上奉答及命令ノ伝達ニ任シ觀兵演習行幸其他祭儀礼典宴会謁見等ニ陪侍扈從ス」侍従武官官制(明治29年勅令第113号)

図7 軍務上奏裁可図 (上奏時には侍従武官長が同席)

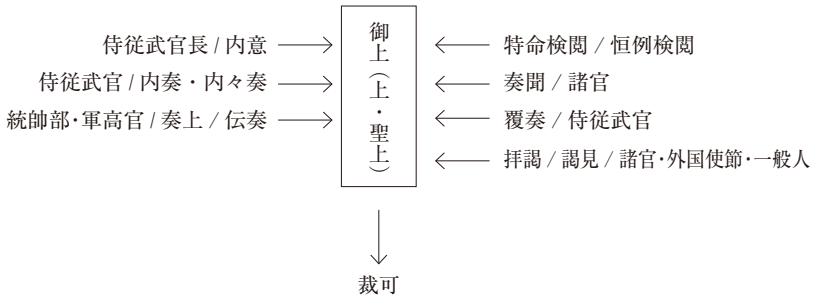
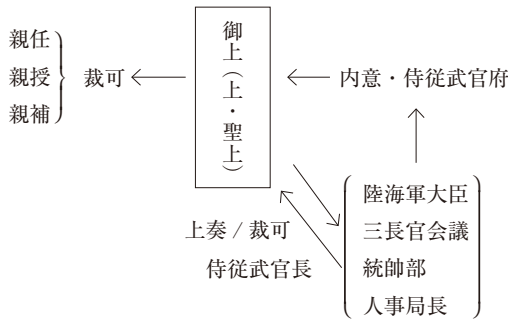


図8 軍人事上奏裁可図



(高官・側近は天皇と言わず御上・上・聖上と述べた)

奏，裁可に至る手続きを経る。4. 大将人事は人事部局から推薦された原案によって三長官会議で軍の方針を決定した後，内奏，上奏，裁可に至る。5. 昭和4年までの軍令部(総)長は，海軍大臣を経て上奏する事になっていたが，以後は統帥部から大臣を経ず直接上奏する事が許された。陸軍は参謀総長が陸軍大臣と同格であり，直接上奏することが慣例化していた。いずれも上奏時には侍従武官長が同席した。6. 陸軍人事局長から大臣，参謀総長を経ず上奏される事例，侍従武官長を通じて伝奏される事例があった。いずれも上奏時には侍従武官長が同席した。

人事上奏の手順は，上奏前において，所管の大臣，統帥部，総監との事前の

合議があったが、陸海軍大臣間、陸海軍内局間、参謀本部、軍令部の各統帥部局間には調整、合議はなかった。

人事に関する上奏事項の多くは即日、裁可されたが、軍務、作戦、人事とも無条件に裁可された訳ではなく、御下問の後、裁可されず、御上の逆鱗に触れて辞職に追い込まれた田中義一総理大臣や、しばらくは裁可されない山東撤兵の事例などがあった。また、2・26事件に関与した高官は重要人事から排除されたことは天皇の内意によるものであり、天皇の人事大権は不抜であった。

検閲とは、勅命で定められたものであり、2か月に一度実施された組織考課の報告(奏聞)であった。特命検閲の他に恒例検閲があった。特命検閲とは、陸海軍ともに将官が、勅命によって特命検閲使となり、特命検閲冊子を天皇に奏上する事である。海軍は検閲を行なうために艦船を招集した。特命検閲使は艦船、部隊の現状、意見を復奏し、検閲の成績、訓示を奏上した。陸軍では、各組織の、軍紀、服務、教育、法規、動員計画、会計、經理、兵器、材料について自己評価したものを奏上した。海軍の書式は、艦隊、部隊の、軍紀、風紀、教育訓練、作戦準備、医務衛生、会計經理、服務、船体、兵器、機関等を奏上した。奏上書は上質厚紙に楷書で書かれたものであった。検閲使によって奏上される組織評価書に不可と記入された組織は無かったが、出撃準備が整わない艦船などは「未だ準備整わず」とだけ記された。検閲使が奏上する、個人将兵の考課表は、通常の考課表ではなく、総て優、可が附されたいずれも簡潔な書式のものであった。特命検閲使が天皇に提出する書類は、艦船、総ての部隊の膨大な量であり、そのすべてに天皇が目を通したはずはないが、上奏、裁可の手続を経ること自体、親裁であった事を意味する。

## 7. 大将人事と陸海軍の進級

### (1) 陸海軍大将の歴任と期別人事

陸海軍の大將は、将官のエリートコースを歩む者でも、容易には就任しえないポストであって、その時期における最高の人事評価が行われた人物達であった。大将ポストの選考は考課や統帥者の意向の他、当該年度の陸海軍予算に



よっても制限を受けており、士官学校、兵学校の同期でも大将に就任した人物は稀であった。

大将は親任官の中でも、内閣総理大臣や枢密院議長と同じ格付けであった。中將から大将への進級は陸軍武官進級令に依り、同令第10条には「中將ヲ大将ニ進級セシムルニハ歴戦者又ハ枢要ナル軍務ノ経歴ヲ有スル者ニシテ功績特ニ顕著ナル者ノ中ヨリ特旨ヲ以テ親任スルモノトス」とある。初期の武官進級令では大将への進級条件が、“歴戦における功績顕著な者”であったが、明治39年にはこれに“枢要ナル軍務ノ経歴”が加えられた。

図9、10は陸軍士官学校、陸軍大学校期別卒業生数と大将、将官への進級者を示した。士官学校同期の中で大将昇進者は、旧9期(明治20年卒)から第8期(明治29年卒)には2パーセント以下になり、明治30年卒業以降は1パーセント未満となる。その要因の一つは、ポストの増加が士官数の増加に対応しなかったためである。士官学校定員が増加する明治30年以降、更に大将への昇進は狭き門になっている。

陸軍大学校修了生の中で将官への昇進者は概ね60パーセントから80パーセントの高い水準であるが、そのうち大将昇進者は数名であった。大将の定員は限られており、各年度修了生の数名が大将に進級したに過ぎない。

図11に示した海軍兵学校修了者の中における将官への昇進は数十パーセントの年もあるが、大将への昇進は陸軍と同様に、当該年度修了生の数名が進級したに過ぎず、時代を下るにつれて進級割合はより減少した。

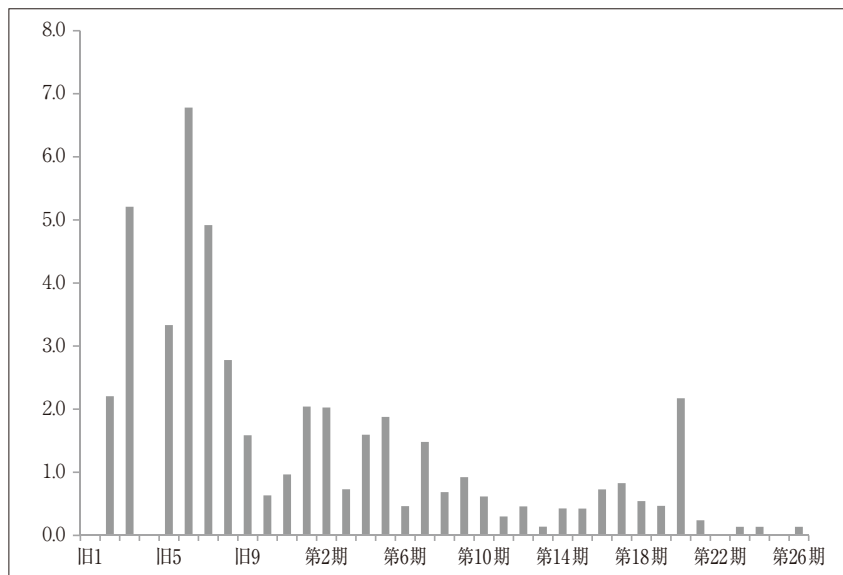
表15・16は陸海軍大将一覧である。それぞれ士官、陸海軍大学校卒業年次、各卒業年における首席者の最高階級、出身県、身分、歴任、内部、政府枢要職歴を付してあり、下段に集計を記した。

下記は出身別の集計である。草創期における陸軍大将39人の内訳、出身県は多い順に、山口県10人、鹿児島県8人、皇族5人、長野県3人、福岡県2人の順である。

旧期における陸軍大将は26人であり、その内訳は福岡県4人、山口県3人、鹿児島県2人、皇族2人、海外陸大の順である。

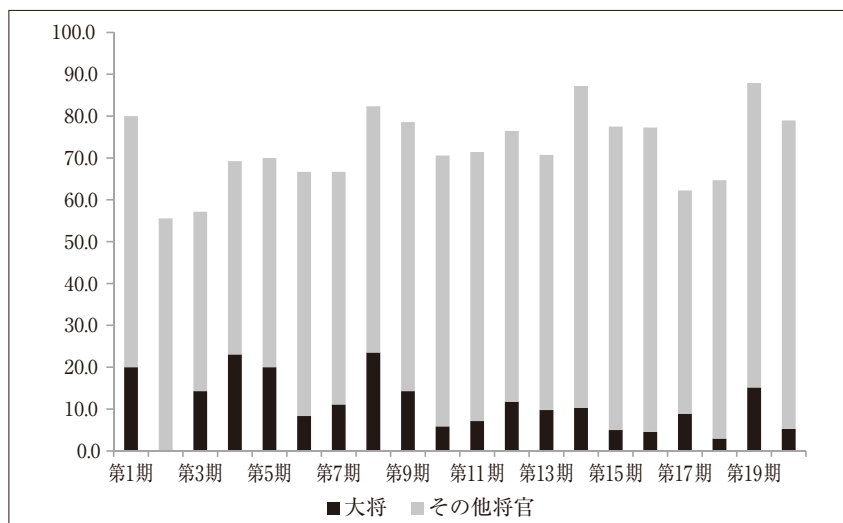
海軍大将は草創期8名であり、内訳は鹿児島県7人と圧倒的に多く、その他

図9 陸軍士官学校卒業期別陸軍大将の割合 (%)



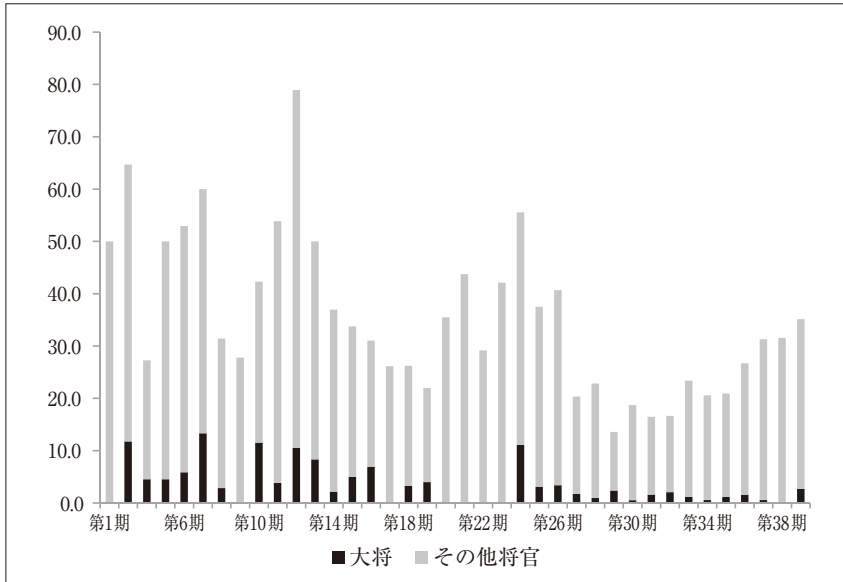
注) 旧1期明治8年月入校、明治10年任官(117名)～第26期大正3年卒業、任官(742名)  
第26期は陸軍大将を出した最後の卒業年次

図10 陸軍大学校卒業生期別将官と大将の割合 (%)



注) 第1期明治18年卒(10名)～20期明治41年卒(38名)

図11 海軍兵学校卒業期別将官数 (%)



注) 第1期 明治6年卒(2名)～第39期 明治44年卒(148名)

の県は石川県1人だけである。旧海軍士官学校出身者は、5期までの17人中、鹿児島県出身者は12人と圧倒的に多く、次いで皇族が2人、4人は海外海大出身である。

陸軍大将は草創期においては薩長出身が多く、海軍は鹿児島が圧倒的に多い。草創期において陸海軍大将人事は藩閥色が濃厚であるが、以後は陸海軍士官学校、兵学校、陸海軍大学校卒業生の中から抜擢されており、明治後期以降藩閥色は薄まった。

## (2) 大将人事と進級

陸海軍草創期において、旧長州藩、旧薩摩藩出身の大将を輩出した要因は、両藩の旧士族出身者が、明治初年において多数登用され、武官となったためであり、藩閥として後日擲揄されたが、それ自体は歴史的経緯によるところが大きい。その後、陸軍士官学校、海軍兵学校、陸・海軍大学校制度が成立し、同

表15 歴代陸軍大将歴任一覧 (1)

陸軍大将氏名	出身	兵科	陸士期別	修了者	陸大期別	修了者	首席	内局(長)	参謀本部
有栖川宮熾仁親王	皇族		草創					知事	○
閑院宮載仁親王	皇族	騎	草創		仏			参謀本部	○
前田利為	藩主	歩	草創					陸大教官	○
北白川宮能久親王	皇族		草創		独				○
浅田信興	埼玉	歩	草創					参謀	
安東貞美	長野	歩	草創					校長	
一戸兵衛	青森	歩	草創					参謀	
井上光	山口	歩	草創					参謀	
上田有沢	徳島	歩	草創					参謀・陸大校長	
大久保春野	静岡	歩	草創					参謀編纂	○
大迫尚敏	鹿児島	歩	草創					参謀局長	○
大島久直	秋田	歩	草創					総務	
大島義昌	山口	歩	草創					参謀	
大山巖	鹿児島		草創					少輔	○
岡沢精	山口		草創					軍務	
小川又次	福岡	歩	草創					参謀本部	○
奥保章	福岡		草創						○
桂太郎	山口		草創					総務	○
神尾光臣	長野	歩	草創					在外公使館	
川上操六	鹿児島		草創					参謀本部	○
川村景明	鹿児島	歩	草創					参謀本部局長	○
黒木為楨	鹿児島		草創					監軍	
児玉源太郎	山口	歩	草創					軍務	○
西郷隆盛	鹿児島		草創					陸海軍軍務	
佐久間佐馬太	山口		草創					台湾事務	
鯨島重雄	鹿児島	工	草創					近衛師団	
立見尚文	三重	歩	草創					参謀本部	
土屋光春	愛知	歩	草創					軍務	○
寺内正毅	山口	歩	草創					公使館	○
中村覚	滋賀	歩	草創					侍従武官	
西寛二郎	鹿児島	歩	草創					参謀本部	○
乃木希典	山口	歩	草創					参謀	
野津道貫	鹿児島		草創					参謀	
長谷川好道	山口歩		草創					鎮台	○
東伏見宮嘉彰親王	皇族		草創						
福島安正	長野	歩	草創					参謀本部	○
伏見宮貞愛親王	皇族	歩	草創						
山県有朋	山口		草創					兵部卿	○
山口素臣	山口	歩	草創					鎮台	
井口省吾	静岡	砲	旧2	136	1	10		軍務	○
大迫尚道	鹿児島	砲	旧2					参謀	
大谷喜久蔵	福井	歩	旧2					砲兵監察	
秋山好古	愛媛	騎	旧3	96	1			校長	
内山小二郎	鳥取	砲	旧3		4	13		公使館・参謀	
上原勇作	宮崎	工	旧3					参謀・陸大校長陸大	○
柴五郎	福島	砲	旧3					公使館・参謀本部	○
本郷房太郎	兵庫	歩	旧3					人事局	
松川敏俊胤	宮城	歩	旧5	60	3	7		陸大教官	○
由比光衛	高知	歩	旧5		7	9		参謀本部	○
大井茂元	山口	歩	旧6	59	4	13		軍務	○
仁田原重行	福岡	歩	旧6		4			陸大	
明石元二郎	福岡	歩	旧6		5	10		公使館仏	○
立花小一郎	福岡	歩	旧6		5			人事	
宇都宮太郎	佐賀	歩	旧7	61	6	13	中将	公使館	○
島川文八郎	三重	砲	旧7					軍務	
大庭二郎	山口	歩	旧8	144	8	17	少将	参謀	○
河合操	大分	歩	旧8		8			軍務人事	○
田中義一	山口	歩	旧8		8			軍務	○
山梨半造	神奈川	歩	旧8		8			参謀・在外武官	○
福田雅太郎	長崎	歩	旧9	189	9	14	中将	在外公使館	○
町田経宇	鹿児島	歩	旧9		9			参謀在外公使館	○
田中弘太郎	京都	砲	旧9					技術本部	
尾野実信	福岡	歩	旧10	158	10	17	大将	参謀	○
菊池慎之助	茨城	歩	旧11	207	11	14	中佐	人事	○
奈良武二	栃木	砲	旧11		13	41		軍務	○
白川義則	愛媛	歩	1	147	12	17	中将	人事	○
鈴木莊六	新潟	騎	1		12			参謀本部	○

注) 『陸海軍将官人事総覧』等より作成。○印は各大将の歴任を示す。修了者とは陸士、陸大同年修了者数。

師団等参謀長	元帥	陸軍大臣	教育総監	国務大臣	総理大臣	司令長官	爵位	侍従武官長	大勲位	総都督
		○		○		○			○	○
	○					○	侯爵			
						○				
○			○			○	男爵			
○			○			○	男爵			
○			○			○	男爵			
○						○	男爵			
○			○			○				○
○	○	○	○	○		○		○		
○	○					○	男爵	○		
○		○		○	○	○		○		○
○						○	子爵			
○	○					○	子爵			
○		○	○	○		○				○
○	○					○	伯爵			○
○						○				○
○	○	○	○	○	○			○	○	○
○			○			○		○		○
○	○		○			○				○
○	○	○				○				○
○	○					○				○
○	○	○	○	○	○	○	侯爵		○	○
○						○	男爵			
○			○			○				
○	○					○		○		
○		○				○	子爵			
○		○				○				○
○						○				○
○						○				○
○						○				○
○						○				○
○			○			○				○
○		○		○	○	○	男爵			
○	○					○				
○		○				○				
○			○			○				
○		○				○	男爵	○		
○						○				
○						○				
○						○				

首席とは当該年次修了者中首席者の最終階級

(次ページへ)

## 歴代陸軍大将歴任一覧 (2)

陸軍大将氏名	出身	兵科	陸士期別	修了者	陸大期別	修了者	首席	内局 (長)	参謀本部
宇垣一成	岡山	歩	1		14	39	少佐	軍務	○
菅野高一	山口	歩	2	148	13		元帥	軍務	
森岡守成	山口	騎	2		13			在外武官	○
鈴木孝雄	千葉	砲	2					軍務	
武藤信義	佐賀	歩	3	137	13			参謀本部作戦課	○
磯村年	滋賀	砲	4	188	14			参謀	○
井上幾太郎	山口	工	4		14			軍務	○
田中国重	鹿児島	騎	4		14			公使館	○
金谷範三	大分	歩	5	213	15	40	中将	参謀本部作戦	○
岸本鹿太郎	岡山	歩	5		15			参謀本部運輸	○
菱沼隆	鹿児島	歩	5		16	44	中将	教員	
吉田豊彦	鹿児島	砲	5					兵器局	
南次郎	大分	騎	6	216	17	45	大将	陸大教官	○
久邇宮邦彦親王	皇族	歩	7	270	16				
畑英太郎	福島	歩	7		17			軍事課軍務局	
緒方勝一	佐賀	砲	7					技術本部	
梨本宮守正	王皇族	歩	7						
林銑十郎	石川	歩	8	292	17			技術本部	
渡辺貞太郎	愛知	歩	8		17			参謀本部	○
松井石根	愛知	歩	9	650	18	34	大佐	在外武官	○
阿部信行	石川	砲	9		19	33	大将	軍務	○
荒木貞夫	東京	歩	9		19			参謀シナ	○
本庄繁	兵庫	歩	9		19			参謀本部	○
真崎甚三郎	佐賀	歩	9		19			軍務局軍事課	○
林仙之	熊本	歩	9		20	38		校長	
松木直亮	山口	歩	10	694	19			軍事課	○
川島義之	愛媛	歩	10		20		少将	教務	○
植田謙吉	大阪	騎	10		21	55	大将	参謀	○
西義一	福島	砲	10		21			侍従武官	
寺内寿一	山口	歩	11	670	21			参謀	
岸本綾夫	岡山	砲	11					軍務砲兵	
小磯国昭	栃山	歩	12	655	22	51	元帥	軍務	○
杉山元	福岡	航	12		22			軍務	○
畑俊六	福島	砲	12		22			参謀本部作戦課	○
中村孝太郎	石川	歩	13	722	21			参謀本部在外武官	○
古荘幹郎	熊本	歩	14		21			軍務局・人事局	○
西尾寿造	鳥取	歩	14		22			大臣秘書・陸大	○
山田乙三	長野	騎	14		24	54		参謀本部	○
梅津美治郎	大分	歩	15	708	23	52	大将	軍務	○
蓮沼蕃	石川	騎	15		23			侍従武官	○
多田駿	宮城	砲	15		25	55		陸大	
土肥原賢二	岡山	歩	16	549	24		大佐	特務機関	
岡村寧次	東京	歩	16		25		中佐	人事・参謀戦史	○
安藤利吉	宮城	歩	16		26	62		軍務	○
板垣征四郎	岩手	歩	16		28	56		参謀	○
東條英機	岩手	歩	17	363	27	56	大将	軍事課	○
後宮淳	京都	歩	17		29	57		人事・軍務	○
藤江恵輔	兵庫	砲	18	920	26		大将	陸大校長	○
山脇正隆	高知	歩	18		26			参謀本部・軍務局	○
岡部直三郎	広島	砲	18		27		大将	砲兵監察	
山下泰文	高知	歩	18		28		大将	軍事課・在外武官	
阿南惟幾	大分	歩	18		30		中將	人事	○
塚田攻	茨城	歩	19	1068	26			参謀本部	○
今村均	宮城	歩	19		27			軍務	○
川辺正三	富山	歩	19		27			教務	○
田中静彦	兵庫	歩	19		28			参謀本部公使館	○
喜多誠一	滋賀	歩	19		31	60		軍事	○
朝香宮鳩彦	王皇族	歩	20	276	26			陸大教官	
牛島満	鹿児島	歩	20		28			教育部長	
木村兵太郎	東京		20		28			整備局	
下村定	高知	砲	20		28			参謀本部	○
吉本貞一	徳島	歩	20		28			軍事課	○
東久邇宮稔彦王	皇族	歩	20		26・仏				○
富永信政	東京	歩	21	418	32	59	中将	教育庶務	○
小畑英良	大阪	航	23	740	31		大将	参謀本部演習	
鈴木宗作	愛知	歩	24	734	31			教務	○
栗林忠道	長野	騎	26	742	35	72	中將	兵務	
集計			95/134	12,630	85/134	1,157	10	127/134	87/134



表16 歴代海軍大将歴任一欄 (1)

海軍大将氏名	出身	海兵期別	修了者	海大期別	修了者	首席	次席	内局 (長)	軍令部
有栖川宮熾仁	皇族	草創		英海大					
西郷従道	鹿児島	草創							
川村純義	鹿児島	草創							
伊東祐亨	鹿児島	草創							
井上良馨	鹿児島	草創						軍務	○
樺山資紀	鹿児島	草創						軍務	
瓜生外吉	石川	草創		米大				在外公館	○
柴山矢八	鹿児島	草創						第2局	○
東郷平八郎	鹿児島	草創							○
鮫島員規	鹿児島	草創						軍事部	○
東伏見宮依仁親王	皇族	2	17	仏大					
日高壮之丞	鹿児島	2						参謀	○
山本権兵衛	鹿児島	2						軍務	○
片岡七郎	鹿児島	3	16					在外公館	
上杉彦之丞	鹿児島	4	13					軍務・人事	○
出羽重遠	福島	5	39						○
三須宗太郎	滋賀	5						人事	○
伊集院五郎	鹿児島	5		独海大				軍令	○
斉藤実	岩手	6	17					軍務	
島村速雄	高知	7	30					軍令	○
藤井較一	岡山	7						軍務	○
吉松茂太郎	高知	7						軍令	○
加藤友三郎	広島	7		1	5	中将	少将	軍務	
八代六郎	愛知	8	35					駐独公館	
加藤定吉	東京	10	27					人事	○
名和又八郎	福井	10						人事	○
山下源太郎	山形	10						軍令	○
村上格一	佐賀	11	26						○
有馬良橘	和歌山	12	19					参謀	○
黒井梯次郎	山形	13	36						
柄内曾次郎	岩手	13						駐英公館・軍務	
鈴木貫太郎	千葉	14	44	1	5			人事	○
竹下勇	鹿児島	15	80	1				軍令部	○
山屋他人	岩手	12		2	7	少将		人事	○
岡田啓介	福井	15		2				人事	
小栗孝三郎	石川	15		2				在外公館軍務	
財部彪	宮崎	15						参謀	○
井出謙治	静岡	16	29						

注) 『陸海軍将官人事総覧』等より作成。○印は各大将の歴任を示す。修了者とは海兵，海大同年修了者数。



艦長	司令長官	侍従武官	侍従長	教育総監	元帥	海軍大臣	国務大臣	総理大臣	大勲位	総都督
○					○					
					○	○	○			○
						○				
○	○				○					
○	○				○					
						○	○			○
○	○									
○	○									
○	○				○					
○	○				○					
○	○					○		○		
○	○									
○	○									
○	○									
○	○				○					
○	○					○	○			○
○	○				○					
○	○									
○	○									
○	○									
○	○									
○	○				○	○		○		
○	○		○							
○	○							○		
○	○									
	○					○		○		
○	○									
○	○					○				
○	○									

## 歴代海軍大将歴任一欄 (2)

海軍大将氏名	出身	海兵期別	修了者	海大期別	修了者	首席	次席	内局 (長)	軍令部
伏見宮博恭王	皇族	16		独大					○
安保清種	佐賀	18	61					軍令	○
加藤寛治	福井	18						在外公館	○
谷口尚真	広島	19	50	3	8	少佐		軍令部	○
百武三郎	佐賀	19		3				軍務	○
野間口兼雄	鹿児島	13		5	16	中将		軍務	
大角岑生	高知	24	18	5				在外公館軍務	
山本英輔	鹿児島	24		5					○
山梨勝之進	宮城	25	32	5				海大・人事	
小林躋造	広島	26	59	6	12	大将		在英武官	
末次信正	山口	27	113	7	13	大将		軍令	○
中村良三	青森	27		8	12	少将		駐英武官	○
永野修身	高知	28	105	8				人事局駐米武官	○
高橋三吉	東京	29	125	10	10	中佐		海大教官	○
藤田尚徳	東京	29		10				軍務・人事	○
百武源吾	佐賀	30	187	11	12	中佐		海大	○
米内光正	岩手	29		12	16	少将		軍令	○
加藤隆義	東京	31	188	12				軍令	○
長谷川清	福井	31		12				駐米・人事	
及川古志郎	岩手	31		13	17	大佐	少将	軍令	○
塩沢幸一	長野	32	192	13				在英武官軍務	
嶋田繁太郎	東京	32		13				海大教官	○
吉田善吾	佐賀	32		13				軍務・教育	○
山本五十六	新潟	32		14	20	大佐	中将	海大駐米武官	○
豊田副武	大分	33	171	15	20	大将	中将	軍務・海大教官	○
古賀峯一	佐賀	34	175	15				在仏公館	○
豊田貞次郎	和歌山	33	17	24		大将	大佐	駐英武官	○
近藤信竹	大阪	35	172	17					○
高須四郎	茨城	35		17				海大教官在英武官	○
沢本頼雄	山口	36	191	17				軍務	
野村直邦	鹿児島	35		18	29	中将	大将	駐独武官	○
塚原二四三	山梨	36		18				航本部	○
南雲忠一	山形	36		18				軍令	○
伊藤整一	福岡	39	148	21	22	中将	大将	人事	○
遠藤喜一	東京	39		21				在外公館	
井上成美	宮城	37	179	22	21	中将	中将	軍務	
山県正郷	山口	39		22				航本部	
高木武雄	福島	39		23	22	中将	中将	海大教官	○
集計		66/76	2,594	46/76	291	4	2	65/76	52/76

艦長	司令長官	侍従武官	侍従長	教育総監	元帥	海軍大臣	国务大臣	総理大臣	大勲位	総都督
○	○				○					
	○					○				
○	○									
○	○									
○	○		○							
○	○					○				
○	○					○				
○	○									
○	○					○				
○	○					○				
○	○						○			
○	○				○	○				
○	○		○			○				
○	○	○				○		○		
○	○					○				○
○	○					○				
○	○					○				
○	○					○				
○	○				○	○				
○	○				○					
○	○					○	○			
○	○									
○	○					○				
○	○					○				
○	○									
○	○	○								
○	○					○				
○	○									
○	○									
70/76	71/76	2/76	3/76	3/76	13/76	27/76	5/76	5/76	0/76	4/76

表17 初期陸海軍大将出身県上位者数(人)

## 陸軍草創期

出身別	陸軍大将数
山口	10
鹿児島	8
皇族	5
長野	3
福岡	2
その他	11
合計	39

## 陸軍旧期

出身別	陸軍大将数
福岡	4
山口	3
鹿児島	2
皇族	3
その他	15
合計	26

## 海軍草創期

出身別	海軍大将数
鹿児島	7
石川	1
合計	8

注)『陸海軍将軍人事総覧』等より作成。

出身者が士官となる明治後半以降、藩閥の流れが急速に薄まっていくこともまた、進級の自然な流れであった。

明治期陸軍の中心は、旧長州出身の山県有朋であることは衆目の一致するところである。明治5年の山城屋疑獄事件による失脚を経て復活した山県有朋は、陸軍の実権を回復し、西郷従道をリーダーとする海軍とともに、文官が関与する事を許さぬ統帥権独立を実現させた。

彼ら軍高官に支えられ、大元帥としての天皇の位置付けは、陸海軍官僚体制の中において確固としたものであった。その溶接役は、皮肉にも文官が作った侍従武官府であった。侍従武官府の支えによって、統帥者としての天皇の権威は、いくつかの事変を経て強化される。

第1に竹橋事件であった。明治11年、竹橋付近に駐屯していた陸軍の近衛兵部隊が起こした武装反乱事件は、いち早く鎮圧し天皇を支えた陸軍の評価を高めた一方で、大隈重信筆頭参議を中心とする文官は、宮城への参内が遅れ、彼らの信任は大幅に失墜した<sup>78</sup>。

第2に、四將軍上奏と中正党事件を経て陸軍反主流派の将官は軍中枢から一掃された。それとともに親政派の影響力は低下したが、天皇と軍との関係はシステム化され、統帥者としての権威はかえって強化された。

第3に、日清戦争から満州事変までの連戦連勝が不敗神話を生み、天皇の権威を高め、明治大帝に関する多くの伝説が昭和まで語りつがれた。

第4に、2・26事件後における昭和天皇が果たした指導的役割は、改めて天皇の権力を軍内外に与えるものであった。反乱軍に近い将官の大半は軍主流から一掃され、建軍以来初めて参謀本部、近衛兵の廃止案さえも伺いをたてた。

一方で、軍の派閥の役割を過大評価する見解がある。昭和の軍閥と言われてきた存在、例えば陸軍の桜会、皇道派、統制派、海軍における艦隊派、条約派などその抗争が軍を暴走させたとする見解である。それに関連する旧軍人の著作も数多く、様々な派閥抗争の弊害を主張しているが<sup>79</sup>、いずれも主観的な見解である。陸海軍の派閥が統帥権や人事大権を侵害した事実はありえず、天皇は軍の派閥力学を常に考慮して人事大権を行使していた事が、本稿で引用した資料からも明らかである。

大将人事に関して最も大きな事件は2・26事件後における肅軍であった。林銑十郎、真崎甚三郎、阿部信行、荒木貞夫、川島義之の5人の大将が予備役に編入された。本庄繁はこの時の肅清を次のように述べている。「事件ノ犠牲トハ云へ、悲痛ノ感ナキ能ハズ、実ニ前述ノ如ク、陸相ガ肅軍徹底ノ興奮の空気ニ煽ラレ、陸軍人事行政ノ中心ヲ失ヒ、大臣、次官等ハ只、佐官級ノ進言ニ押サ

<sup>78</sup> 竹橋事件の処理に関する侍従の記録「主上ハ参議参内ノ遅緩ヲ大ニ御逆鱗被遊サレシトノ事宮内へ第一ニ駆付タルハ吉井、山田ノ二人ノミ大隈公ハ翌日御前ニ於テ宣告文ヲ読ムニ声顫キ読了ス能ハス」米田虎雄（侍従）の内話、朝比奈元成大隈文書（早稲田学所蔵）明治11年10月 侍従米田虎雄「明治天皇及び大臣参議に関する聞き書き」

<sup>79</sup> 田中隆吉『敗因を衝く－軍閥専横の実相』山水社昭和21年、『日本軍閥闘史』昭和22年 静和堂書店 吉田俊雄『四人の軍令部総長』など

レツツアル課長，部長等ノ意思ノ儘ニ動かサレシ嫌アリ。上層威信ノ皆無ヲ表現セルモノト謂フベク歎ズベキコトナリトス」<sup>80</sup>

大将人事には、天皇の内意と軍による考課が反映していた。明治初年から昭和20年まで合計134名の大将の中で、陸大首席卒業者が大將に昇進した者は10名に過ぎなかった。大將となった大部分の者は首席ではなかった。

大將昇進者の中で統帥部及び本省内局の高官を勤めた者は137名中87名であった。参謀本部、軍令部と内局勤務における評価が、その後の昇進に大きな要素となった事を裏付けている。陸軍内局未経験者は草創期39人中3人のみであり<sup>81</sup>、旧期26人の中で内局を経ていない者はおらず、内局出身者が大將昇進者の多数を占めている。陸軍元帥になった者は20名であり、陸軍大臣、教育総監の重責を担った者は30名余りであった。爵位を有する者は15名、司令長官は96名であり、大部分が司令長官を経験して大將に昇進している。大將経験者の中で総理大臣は9名、國務大臣は12名、陸軍大臣を歴任した者は31名であるが、1名を除き<sup>82</sup>、総理大臣経験者は、すべて陸軍大臣を経て総理大臣となった。

海軍草創期において内局経験者は8人中、半数の4人のみである。ただし陸海軍内局と統帥部組織の位置づけは陸海軍で同一ではなかった<sup>83</sup>。昭和20年までの海軍大將77名中65名は内局の長、幹部を、52名は軍令部を経験している。海軍大將は指令長官及び艦長歴任者が多い。

前述の様に、現役上長官および士官の進級抜擢は兵科ごとに上長官、士官の区分にしたがって所定の直系上官が行い、その進級は、候補決定名簿の列序順に、人事局に提出される。親任官のトップである大將人事はどのように決定されたのか。陸軍大將人事の原案は、奇数の三長官（陸軍大臣、参謀総長、教育

<sup>80</sup> 前掲『本庄日記』289頁

<sup>81</sup> ここでいう軍事内局とは本省、参謀本部の内部部局を示す広義の意味である。参謀本部、軍令部は平時においても政府から独立したが、軍本省の内局も独立するとみなされ、したがって軍事内局は政府機関でありながら、政府から実質的に独立した機関となった。軍内局(長)経験者でなければ親任官への進級の道は閉ざされた。また内局での仕事の評価が大將への進級を左右した。

<sup>82</sup> 小磯国昭は陸軍次官

<sup>83</sup> 参謀本部による上奏は陸軍大臣を経ないが、軍令部からの上奏は海軍大臣の承認を経なければならない事が昭和初期まで続いた。

総監)の合議によって人事評価を行い、進級の原案が決定され、上奏されるとされてきた。重要な親任官は上奏前に侍従武官を通じて内々奏、内奏され、しかる後に上奏、裁可される。しかし、三長官による進級会議の原案は人事内局が作成する。勅任官である本省課長クラスが、上官である親任官人事に関して内局部局員の意見を人事局長(親任官)に伝え、そのことが奏上案に大きな影響を与えた。進級会議においては個々人の固有名詞を挙げて進級、停年、退役について決定する。その原案は親任官である人事局長が進級会議に提案するが、その原案は勅任官である本省人事課長が作成する。

以下は、人事課長が人事局長に提出した進級会議報告の草稿「昭和5年海軍人事局説明草稿」の一部である。進級会議席上の人事局長説明草稿は同省人事課長の手になるものであった。進級会議における人事局長草稿によって、大将進級が可能か、中将のままで停年を迎えるかを左右した会議記録を示そう。海軍省人事局長は大将進級候補であった長沢中将について以下のように評価結果を述べた。「長沢中将、イハユル口八丁手八丁ノ有能ナル人デアリ、相当実績マリ、マタ到ル所ニ間ニ合フ働キ手デアリマスガ、上ノホウニ偉才、傑物ノ揃フテ居ラレルノト、下ヨリ又中村、末次、南少将ノ如キガ上ツテ来ラレル関係上当年アタリガ現役ヲ去ラレルノ不得モノト考ヘラレマス」<sup>84</sup>

海軍省人事局による評価報告書「飯田中将の評価について」には以下のように記されている。「飯田中将 果敢ナル闘將、練達ナル実地家トシテ多ク得難キ緯材ナルハ申迄モアリマセンガ中将ニ昇進以來満二年ヲ経過シ上ノ方ニ大谷、山本、大角ノ三中将アル限りハ容易ニ親補官ノ位置ニ進ムコト能ハス…御氣ノ毒デハアリマスガ現役ヲ去ラルベキ時期ガ既ニ到来 後輩多数ノ意見トシテハ中将ハ戦陣ノ部將ニシテ主將タル器ニアラストナス」<sup>85</sup>これは、中将から大将への進級案について、個々の人物評価原案を人事課長が作成した事例である。人事局長は「お気の毒ではありますが」と述べて「後輩多数の意見として」大将の器ではないと明言して引導を渡している。後輩多数とは課長、佐官以下による、上官の進級への意見の事である。この様に人事局は、進級、定員の枠、競

<sup>84</sup> 海軍省「昭和5年海軍人事局説明草稿」防衛省防衛研究所史料所収

<sup>85</sup> 同上史料

合する他の優秀な将官との比較を行い、大将進級人事を提案した。

その後長沢中将と飯田中将は中将で退役し、大将に進級しなかった。この日の進級会議が彼ら中将の進路を決定するものであった。

大将進級への上奏は、本省人事局の原案が大きな意味を持った事を以上の文書が物語っている。但し、大将人事は内局に人事の実権があったと述べるつもりはない。人事大権の発動は、高官の衆議に沿い、かつ、天皇の内意と上奏、裁可によるものであったことは言うまでもない。衆議徴集による決定過程は、人事にとどまらず、他の統帥事項に関しても同様であったと考えて差し支えない。

## 結

武官評価は階級に集約されるが、位階、勲功は人事評価を補完するものであった。日本ほど社会の隅々まで身分秩序が浸透していた国は稀であった。ただし日本の身分秩序は、出自と評価、権力闘争の結果として歴史的に形成されたものであった。明治以降、官吏の人事評価のあり方はまず武官に始まり、文官にも適用され、一般社会にも影響を及ぼした。

人事評価による武官の階級制度は過去の敗戦を経て、日本の異胎と見なしても言い過ぎでないような扱いがなされてきた。しかし、決して特異なものではなく、日本の社会風土そのものに根ざしたものであった。

明治政府は陸軍を嚆矢として考課をはじめた。陸軍はフランス、プロイセン、オーストリアら外国の考課の事例を研究したが、軍がまず考課をはじめた所以は、軍制と軍規、軍律、昇進、昇格に合理的根拠を得ることにあった。以後、日本の軍人の人事考課は西洋諸国にも例がないほど精緻なものとなった。叙勲が甚だしい官尊民卑であると世論から批判された所以は、これが官吏位階制の遺物であったからに他ならない。

人事大権は天皇大権の中でも最も基本的大権であるが、極東軍事裁判以後の通説では、天皇は衆議に従うだけの存在であるとされてきた。しかし、日本の文武官の人事、特に将官の人事は、聖徳伝説を有する天皇の大権抜きには存



在しえないものであり、将官人事は天皇の内意は無視し得なかった。天皇の人事大権の行使こそが、日本の武官人事の根幹であり、百官の対立抗争も天皇大権によって調停され裁可されてきた。明治天皇は千名を超える武官の名を諳んじたという伝説は強ち嘘ではなく、昭和天皇も同様であろう。昭和天皇は一部将官だけではなく、一般将兵と一体であった時期が、明治天皇よりはるかに永かった。

陸海軍の人事を最終的に裁可したのは言うまでもなく天皇であり、人事の奏上は親任官が行った。しかし、親任官の人事評価それ自体が、部下である勅任官らの衆議による評価が大きな意味を持ったことは行論で明らかにしたところである。日本の陸海軍は固定的な年功序列や縁故人事を避けるとともに、トップダウンではなく、分厚い台形組織上層の官吏によって人事案を策定した。戦後日本の人事管理のベースにある職階制度は、明治以降の軍によって早くから確立されていたといえよう。

軍の人事評価制度のポイントは、①個人別管理、②進級基準の明確化、③顕在・潜在能力、形式知・暗黙知管理、④衆議に依って進級と除隊を行う事、⑤等級の定義と運用の齟齬を補完し、聖断によって権威づけた。以上によって、とかく曖昧になりやすい評価基準と年功的運用の矛盾を回避した。

日本の武官人事評価は、職階制と人事考課を組み合わせた人事管理であった。終身雇用と年功序列を前提としながらも、停年、早期退職、除隊勧告によって矛盾を回避してきた。日本の武官人事評価は、すぐれて日本的なものの所産であったと言えよう。その残映は戦後まで影響を与えたのではないだろうか。国民皆兵の下において軍組織の存在が、日本社会の隅々までに与えた影響は大きかったからである。

[附記] 本稿は、現代企業の人事労務管理がご専門の中川香代高知大学教授、同大学院人文社会科学専攻林静静さんらとの大学院研究室における議論に触発されて構想したところが大きい。記して感謝する次第です。また本稿作成にあたって、防衛省防衛研究所戦史研究センターには、所蔵史料閲覧の際、多大の御便宜を賜った事を附記します。

